

3. 将来負担比率の状況と推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
将来負担比率	30.0 %	21.7 %	0.3 %	7.3 %	—

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額（※）と比べたときの率をいいます。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

（※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。）

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・令和6年度決算数値に基づく将来負担比率の場合（小数点以下第2位切捨て）

$$\begin{array}{c}
 \text{令和6年度} \\
 \text{将来負担比率}
 \end{array}
 =
 \frac{\begin{array}{c} \text{将来負担額(A)} \\ 25,731,839 \end{array}}{\begin{array}{c} \text{標準財政規模(C)} \\ 11,970,340 \end{array}}
 -
 \frac{\begin{array}{c} \text{充当可能財源等(B)} \\ 26,020,050 \end{array}}{\begin{array}{c} \text{算入公債費等の額(D)} \\ 1,232,200 \end{array}}
 =
 \frac{\begin{array}{c} \text{実質的な将来負債額(分子)} \\ \blacktriangle 288,211 \end{array}}{\begin{array}{c} \text{比較する財政の規模(分母)} \\ 10,738,140 \end{array}}
 =
 \begin{array}{c} \text{—} \end{array}$$

（単位：千円、%）

* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

○ 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能となります。

○ 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について〔計算式：「将来負担額(A)」－「充当可能財源等(B)」〕

○ 将来負担額(A)の内訳

（単位：千円、%）

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
①地方債の現在高	17,386,185	17,394,250	0.0	16,893,551	▲ 2.9	18,438,282	9.1	18,020,278	▲ 2.3
②債務負担行為	779,947	726,572	▲ 6.8	649,449	▲ 10.6	574,637	▲ 11.5	500,925	▲ 12.8
③公営企業債等繰入見込額	5,397,582	5,216,640	▲ 3.4	4,965,037	▲ 4.8	4,619,925	▲ 7.0	4,437,945	▲ 3.9
④組合負担等見込額	495,661	415,079	▲ 16.3	333,386	▲ 19.7	252,710	▲ 24.2	171,678	▲ 32.1
⑤退職手当負担見込額	2,513,404	2,624,200	4.4	2,533,699	▲ 3.4	2,596,745	2.5	2,601,013	0.2
⑥負担見込額〔地方道路公社〕	0	0		0		0		0	
⑦負担見込額〔土地開発公社〕	0	0		0		0		0	
⑧負担見込額〔第三セクター等〕	0	0		0		0		0	
⑨負担見込額〔地方独法〕	0	0		0		0		0	
⑩連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
⑪組合連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
将来負担額(A)	26,572,779	26,376,741	▲ 0.7	25,375,122	▲ 3.8	26,482,299	4.4	25,731,839	▲ 2.8

○ 充当可能財源等(B)

（単位：千円、%）

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
充当可能基金	6,832,288	7,473,933	9.4	8,944,825	19.7	8,938,549	▲ 0.1	9,900,303	10.8
特定歳入〔都市計画税以外〕	2,180,093	1,962,398	▲ 10.0	1,915,718	▲ 2.4	1,783,356	▲ 6.9	1,749,219	▲ 1.9
特定歳入〔都市計画税〕	0	0		0		0		0	
交付税算入見込額	14,719,881	14,739,318	0.1	14,475,816	▲ 1.8	15,004,268	3.7	14,370,528	▲ 4.2
充当可能財源等(B)	23,732,262	24,175,649	1.9	25,336,359	4.8	25,726,173	1.5	26,020,050	1.1

○ 実質的な将来負債額(分子)

（単位：千円、%）

(A)-(B)〔算定の分子〕	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
実質的な将来負債額	2,840,517	2,201,092	▲ 22.5	38,763	▲ 98.2	756,126	1850.6	▲ 288,211	皆減

3. 将来負担比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」〕

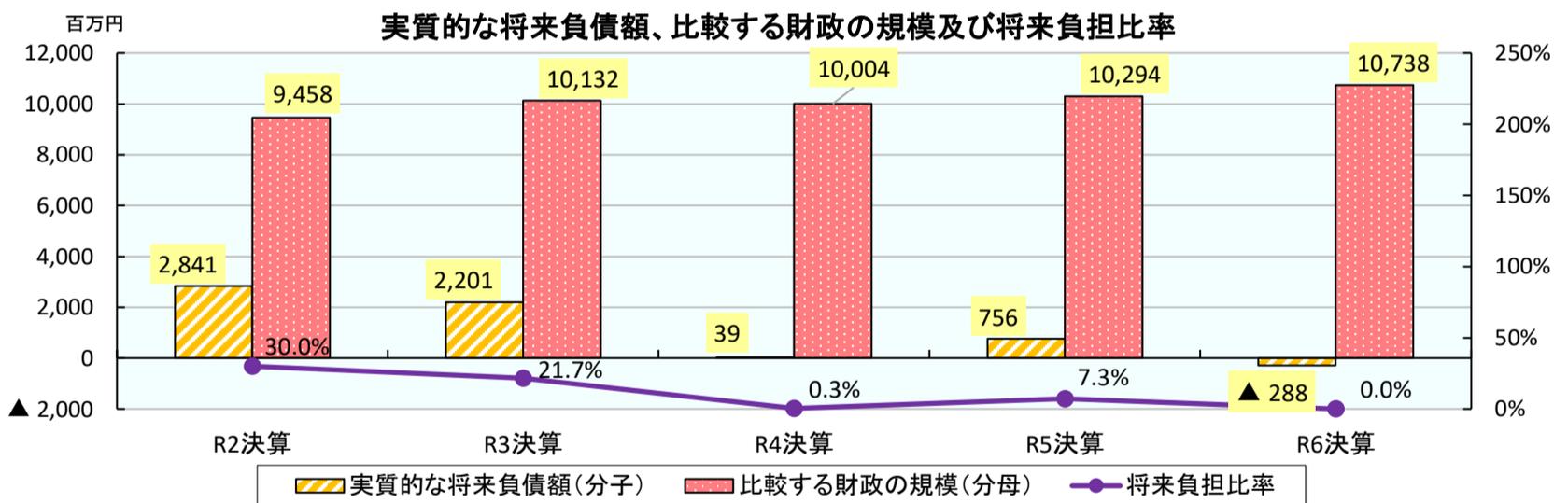
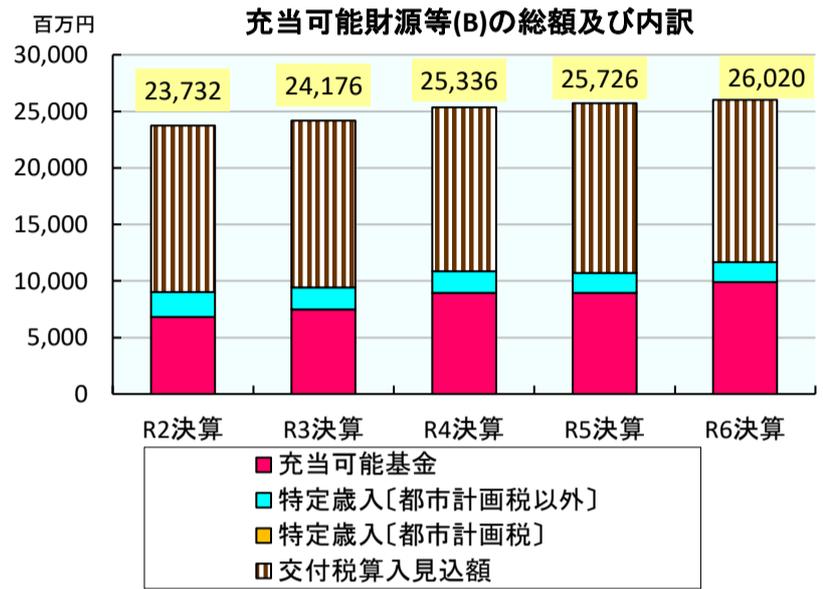
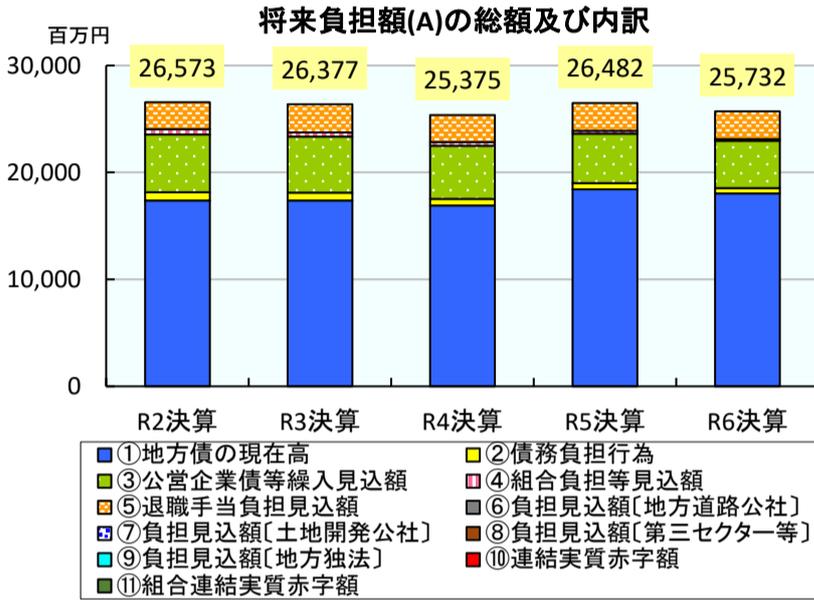
○ 標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D) (単位:千円、%)

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
標準財政規模(C)	10,689,775	11,354,223	6.2	11,239,746	▲ 1.0	11,533,564	2.6	11,970,340	3.8
算入公債費等の額(D)	1,232,057	1,222,180	▲ 0.8	1,235,895	1.1	1,239,991	0.3	1,232,200	▲ 0.6

◎ 比較する財政の規模(分母) (単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
比較する財政の規模	9,457,718	10,132,043	7.1	10,003,851	▲ 1.3	10,293,573	2.9	10,738,140	4.3

○ 経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の決算年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく支出予定額（地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの）
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計（公営企業会計等）の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額（全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額）のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額〔地方道路公社〕、⑦負担見込額〔土地開発公社〕、⑧負担見込額〔第三セクター等〕、⑨負担見込額〔地方独法〕：
 - ・地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。

3. 将来負担比率の状況と推移

将来負担比率	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	-	-	-	-	-

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額（※）と比べたときの率をいいます。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

（※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。）

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・令和6年度決算数値に基づく将来負担比率の場合（小数点以下第2位切捨て）

$$\begin{array}{c}
 \text{令和6年度} \\
 \text{将来負担比率} \\
 \hline
 = \frac{\text{将来負担額(A)} \quad 24,106,949}{\text{標準財政規模(C)} \quad 21,656,150} - \frac{\text{充当可能財源等(B)} \quad 42,633,257}{\text{算入公債費等の額(D)} \quad 2,033,919} = \frac{\text{実質的な将来負債額(分子)} \quad \blacktriangle 18,526,308}{\text{比較する財政の規模(分母)} \quad 19,622,231} = -
 \end{array}$$

（単位：千円、％）

* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

○ 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能となります。

○ 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について〔計算式：「将来負担額(A)」－「充当可能財源等(B)」〕

○ 将来負担額(A)の内訳

（単位：千円、％）

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
①地方債の現在高	25,790,554	24,860,386	▲ 3.6	23,052,907	▲ 7.3	20,498,889	▲ 11.1	17,944,011	▲ 12.5
②債務負担行為	645,463	545,535	▲ 15.5	545,940	0.1	546,377	0.1	546,731	0.1
③公営企業債等繰入見込額	4,559,969	4,196,994	▲ 8.0	3,892,202	▲ 7.3	3,558,319	▲ 8.6	3,314,587	▲ 6.8
④組合負担等見込額	1,589,854	1,079,559	▲ 32.1	747,108	▲ 30.8	910,592	21.9	1,909,957	109.7
⑤退職手当負担見込額	792,773	537,582	▲ 32.2	407,312	▲ 24.2	391,331	▲ 3.9	391,663	0.1
⑥負担見込額〔地方道路公社〕	0	0		0		0		0	
⑦負担見込額〔土地開発公社〕	0	0		0		0		0	
⑧負担見込額〔第三セクター等〕	0	0		0		0		0	
⑨負担見込額〔地方独法〕	0	0		0		0		0	
⑩連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
⑪組合連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
将来負担額(A)	33,378,613	31,220,056	▲ 6.5	28,645,469	▲ 8.2	25,905,508	▲ 9.6	24,106,949	▲ 6.9

○ 充当可能財源等(B)

（単位：千円、％）

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
充当可能基金	12,350,125	14,903,631	20.7	17,866,643	19.9	19,036,099	6.5	20,792,793	9.2
特定歳入〔都市計画税以外〕	88,328	100,147	13.4	105,709	5.6	88,225	▲ 16.5	52,355	▲ 40.7
特定歳入〔都市計画税〕	2,517,126	2,445,500	▲ 2.8	1,835,987	▲ 24.9	1,846,553	0.6	1,807,404	▲ 2.1
交付税算入見込額	25,177,385	24,420,799	▲ 3.0	22,891,212	▲ 6.3	21,397,218	▲ 6.5	19,980,705	▲ 6.6
充当可能財源等(B)	40,132,964	41,870,077	4.3	42,699,551	2.0	42,368,095	▲ 0.8	42,633,257	0.6

○ 実質的な将来負債額(分子)

（単位：千円、％）

(A)-(B)〔算定の分子〕	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
実質的な将来負債額	▲ 6,754,351	▲ 10,650,021		▲ 14,054,082		▲ 16,462,587		▲ 18,526,308	

3. 将来負担比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」〕

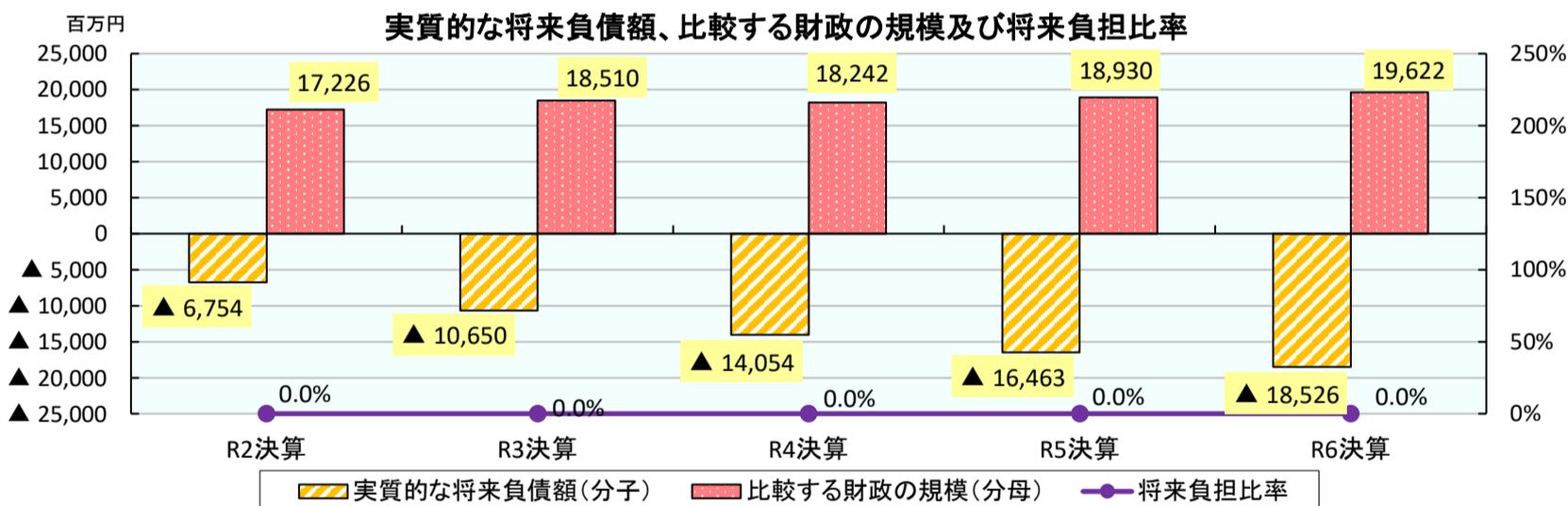
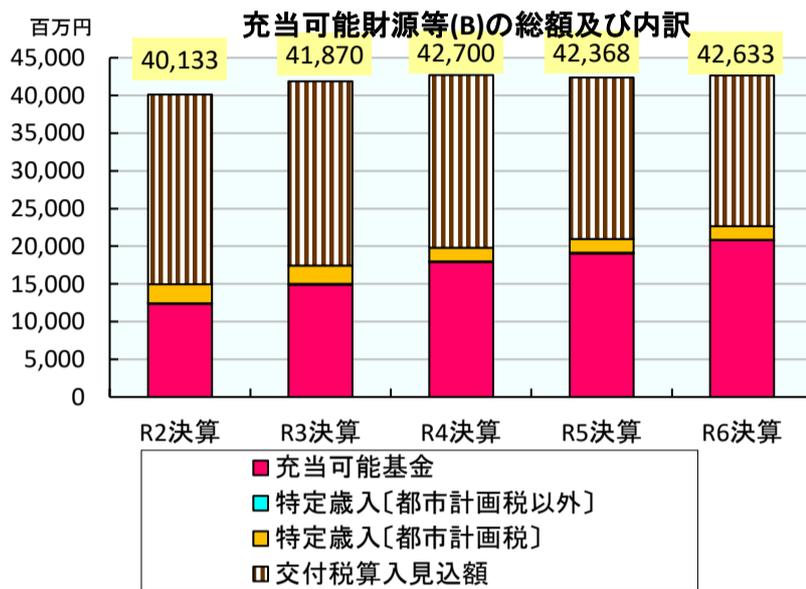
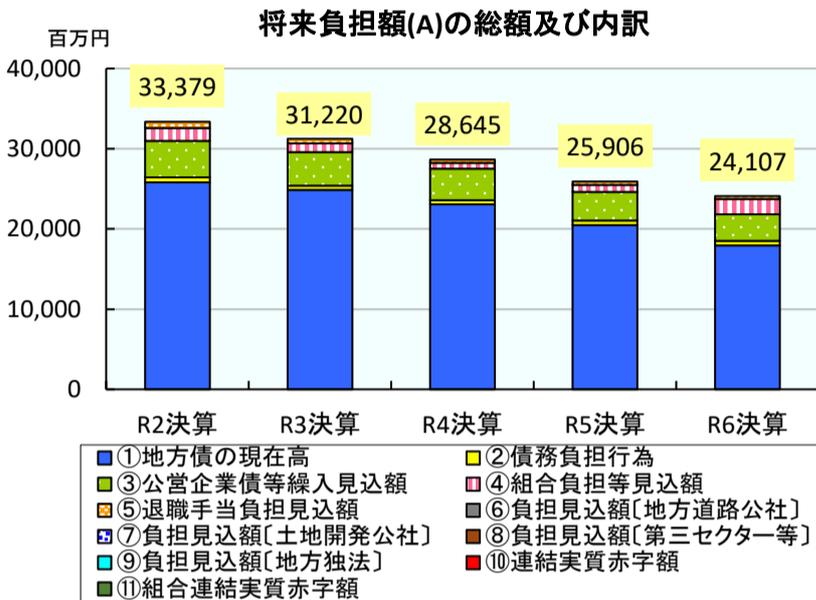
○ 標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D) (単位:千円、%)

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
標準財政規模(C)	19,688,779	20,840,048	5.8	20,512,072	▲ 1.6	21,045,818	2.6	21,656,150	2.9
算入公債費等の額(D)	2,462,289	2,329,939	▲ 5.4	2,270,078	▲ 2.6	2,115,983	▲ 6.8	2,033,919	▲ 3.9

◎ 比較する財政の規模(分母) (単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
比較する財政の規模	17,226,490	18,510,109	7.5	18,241,994	▲ 1.4	18,929,835	3.8	19,622,231	3.7

○ 経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の決算年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく支出予定額（地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの）
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計（公営企業会計等）の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額（全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額）のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額〔地方道路公社〕、⑦負担見込額〔土地開発公社〕、⑧負担見込額〔第三セクター等〕、⑨負担見込額〔地方独法〕：
 - ・地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。

3. 将来負担比率の状況と推移

将来負担比率	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	—	—	—	—	—

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額（※）と比べたときの率をいいます。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

（※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。）

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・令和6年度決算数値に基づく将来負担比率の場合（小数点以下第2位切捨て）

$$\begin{array}{c}
 \text{令和6年度} \\
 \text{将来負担比率} \\
 \hline
 = \frac{\text{将来負担額(A)} \quad 15,961,425}{\text{標準財政規模(C)} \quad 11,278,926} - \frac{\text{充当可能財源等(B)} \quad 19,465,263}{\text{算入公債費等の額(D)} \quad 1,038,829} = \frac{\text{実質的な将来負債額(分子)} \quad \blacktriangle 3,503,838}{\text{比較する財政の規模(分母)} \quad 10,240,097} = \text{—}
 \end{array}$$

（単位：千円、％）

* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

○ 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能となります。

○ 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について〔計算式：「将来負担額(A)」－「充当可能財源等(B)」〕

○ 将来負担額(A)の内訳

（単位：千円、％）

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
①地方債の現在高	13,900,371	14,004,799	0.8	13,327,459	▲ 4.8	13,559,258	1.7	13,467,580	▲ 0.7
②債務負担行為	0	0		0		0		0	
③公営企業債等繰入見込額	219,603	228,157	3.9	196,406	▲ 13.9	200,045	1.9	195,429	▲ 2.3
④組合負担等見込額	2,061,775	1,818,886	▲ 11.8	1,573,918	▲ 13.5	1,393,340	▲ 11.5	1,147,622	▲ 17.6
⑤退職手当負担見込額	1,072,449	1,077,664	0.5	1,088,492	1.0	1,183,871	8.8	1,150,794	▲ 2.8
⑥負担見込額〔地方道路公社〕	0	0		0		0		0	
⑦負担見込額〔土地開発公社〕	0	0		0		0		0	
⑧負担見込額〔第三セクター等〕	0	0		0		0		0	
⑨負担見込額〔地方独法〕	0	0		0		0		0	
⑩連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
⑪組合連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
将来負担額(A)	17,254,198	17,129,506	▲ 0.7	16,186,275	▲ 5.5	16,336,514	0.9	15,961,425	▲ 2.3

○ 充当可能財源等(B)

（単位：千円、％）

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
充当可能基金	6,974,217	7,216,232	3.5	7,463,872	3.4	7,545,971	1.1	7,191,035	▲ 4.7
特定歳入〔都市計画税以外〕	184,907	161,840	▲ 12.5	138,719	▲ 14.3	117,540	▲ 15.3	93,209	▲ 20.7
特定歳入〔都市計画税〕	0	0		0		0		0	
交付税算入見込額	13,653,736	13,550,843	▲ 0.8	13,052,448	▲ 3.7	12,766,836	▲ 2.2	12,181,019	▲ 4.6
充当可能財源等(B)	20,812,860	20,928,915	0.6	20,655,039	▲ 1.3	20,430,347	▲ 1.1	19,465,263	▲ 4.7

○ 実質的な将来負債額(分子)

（単位：千円、％）

(A)-(B)〔算定の分子〕	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
実質的な将来負債額	▲ 3,558,662	▲ 3,799,409		▲ 4,468,764		▲ 4,093,833		▲ 3,503,838	

3. 将来負担比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」〕

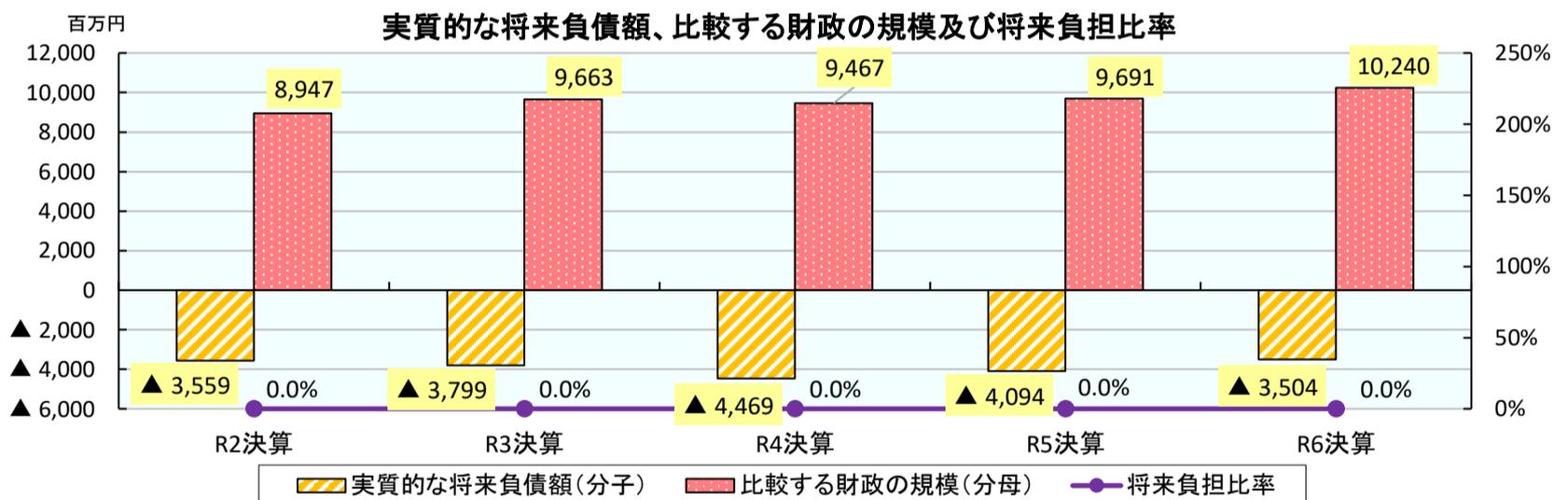
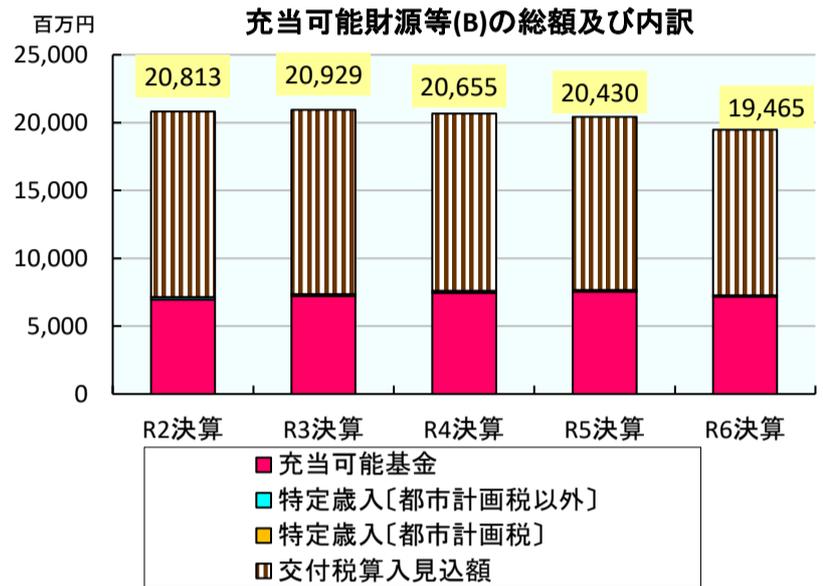
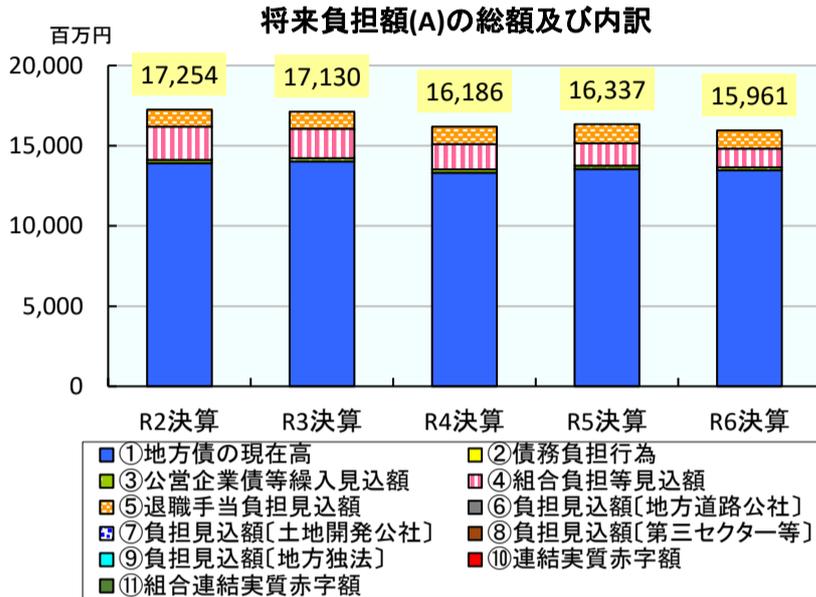
○標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D) (単位:千円、%)

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
標準財政規模(C)	9,973,192	10,684,888	7.1	10,493,690	▲ 1.8	10,703,731	2.0	11,278,926	5.4
算入公債費等の額(D)	1,025,694	1,021,739	▲ 0.4	1,026,410	0.5	1,012,763	▲ 1.3	1,038,829	2.6

◎比較する財政の規模(分母) (単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
比較する財政の規模	8,947,498	9,663,149	8.0	9,467,280	▲ 2.0	9,690,968	2.4	10,240,097	5.7

○経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の決算年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく支出予定額（地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの）
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計（公営企業会計等）の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額（全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額）のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額〔地方道路公社〕、⑦負担見込額〔土地開発公社〕、⑧負担見込額〔第三セクター等〕、⑨負担見込額〔地方独法〕：
 - ・地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。

3. 将来負担比率の状況と推移

将来負担比率	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	45.0 %	13.9 %	—	—	—

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額（※）と比べたときの率をいいます。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

（※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。）

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・令和6年度決算数値に基づく将来負担比率の場合（小数点以下第2位切捨て）

$$\begin{array}{c}
 \text{令和6年度} \\
 \text{将来負担比率} \\
 \hline
 = \frac{\text{将来負担額(A)} - \text{充当可能財源等(B)}}{\text{標準財政規模(C)} - \text{算入公債費等の額(D)}} = \frac{\text{実質的な将来負債額(分子)}}{\text{比較する財政の規模(分母)}} = \text{—}
 \end{array}$$

（単位：千円、%）

* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

○ 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能となります。

○ 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について〔計算式：「将来負担額(A)」－「充当可能財源等(B)」〕

○ 将来負担額(A)の内訳

（単位：千円、%）

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
①地方債の現在高	11,113,376	11,390,213	2.5	10,983,731	▲ 3.6	10,212,635	▲ 7.0	9,400,199	▲ 8.0
②債務負担行為	0	0		0		0		0	
③公営企業債等繰入見込額	12,791,343	12,613,082	▲ 1.4	12,871,770	2.1	12,397,863	▲ 3.7	12,379,265	▲ 0.2
④組合負担等見込額	228,003	189,719	▲ 16.8	173,631	▲ 8.5	161,144	▲ 7.2	139,030	▲ 13.7
⑤退職手当負担見込額	1,653,532	1,347,563	▲ 18.5	1,090,570	▲ 19.1	696,437	▲ 36.1	614,406	▲ 11.8
⑥負担見込額〔地方道路公社〕	0	0		0		0		0	
⑦負担見込額〔土地開発公社〕	0	0		0		0		0	
⑧負担見込額〔第三セクター等〕	0	0		0		0		0	
⑨負担見込額〔地方独法〕	0	0		0		0		0	
⑩連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
⑪組合連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
将来負担額(A)	25,786,254	25,540,577	▲ 1.0	25,119,702	▲ 1.6	23,468,079	▲ 6.6	22,532,900	▲ 4.0

○ 充当可能財源等(B)

（単位：千円、%）

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
充当可能基金	2,685,713	5,102,462	90.0	6,994,287	37.1	8,311,666	18.8	9,073,850	9.2
特定歳入〔都市計画税以外〕	929,038	944,840	1.7	996,697	5.5	829,022	▲ 16.8	757,913	▲ 8.6
特定歳入〔都市計画税〕	4,027,347	4,270,823	6.0	4,820,126	12.9	4,792,204	▲ 0.6	4,644,587	▲ 3.1
交付税算入見込額	14,298,035	13,981,213	▲ 2.2	13,262,817	▲ 5.1	12,572,168	▲ 5.2	11,664,671	▲ 7.2
充当可能財源等(B)	21,940,133	24,299,338	10.8	26,073,927	7.3	26,505,060	1.7	26,141,021	▲ 1.4

○ 実質的な将来負債額(分子)

（単位：千円、%）

(A)-(B)〔算定の分子〕	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
実質的な将来負債額	3,846,121	1,241,239	▲ 67.7	▲ 954,225	皆減	▲ 3,036,981		▲ 3,608,121	

3. 将来負担比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」〕

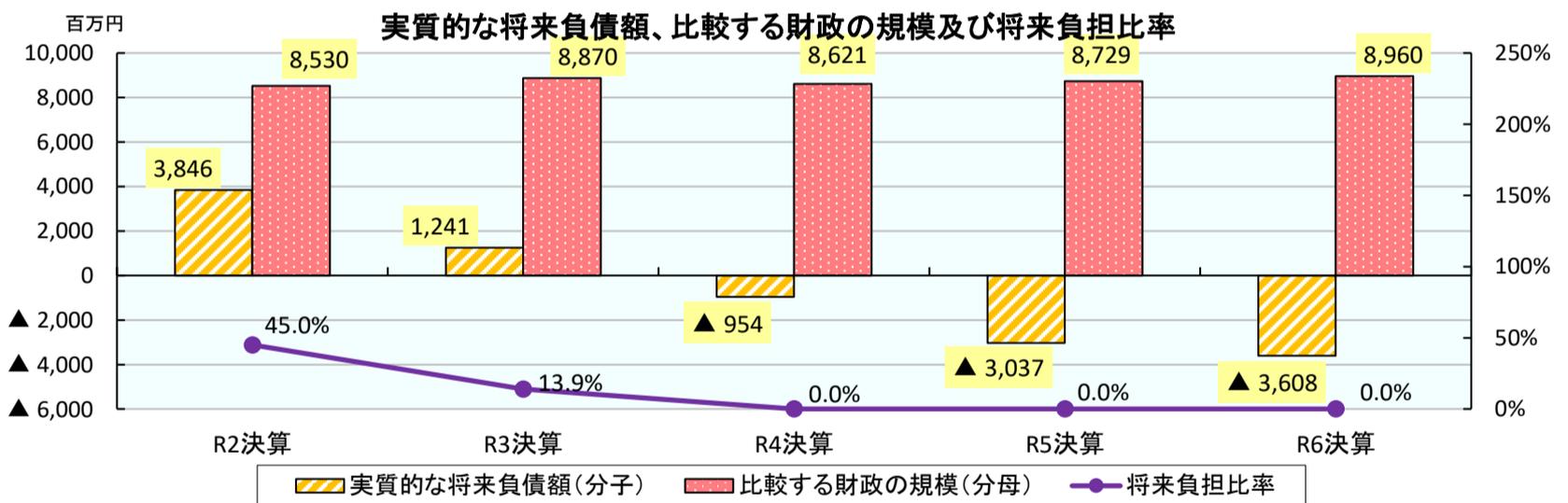
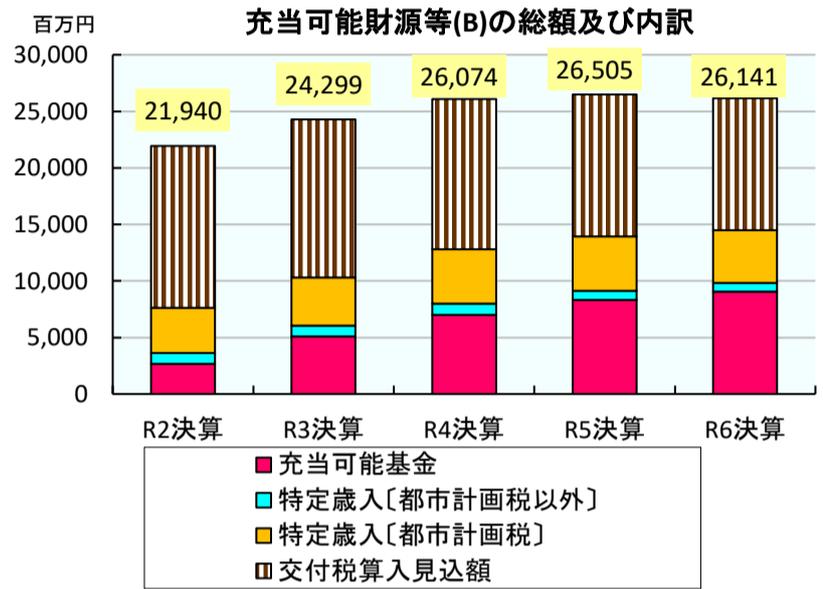
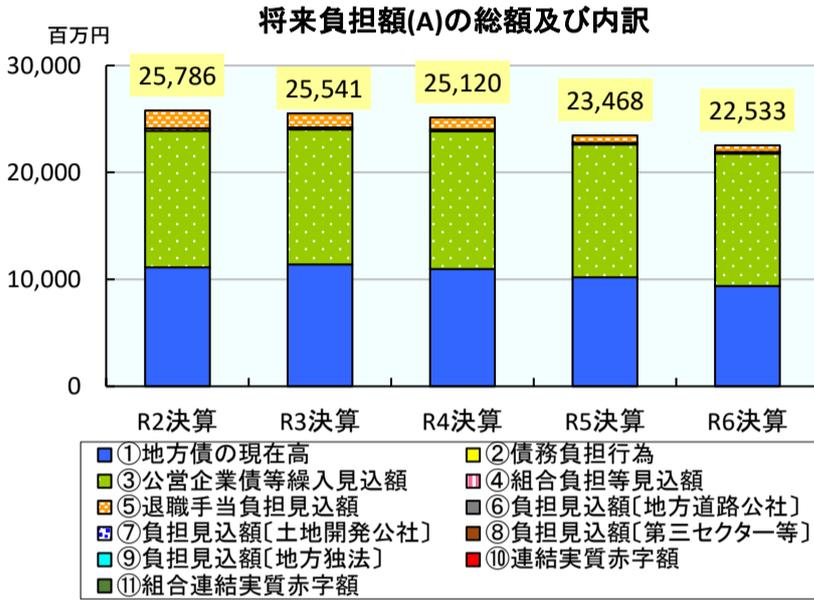
○ 標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D) (単位:千円、%)

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
標準財政規模(C)	9,789,683	10,050,644	2.7	9,780,124	▲ 2.7	9,834,318	0.6	10,025,278	1.9
算入公債費等の額(D)	1,259,303	1,180,172	▲ 6.3	1,159,302	▲ 1.8	1,105,166	▲ 4.7	1,065,211	▲ 3.6

◎ 比較する財政の規模(分母) (単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
比較する財政の規模	8,530,380	8,870,472	4.0	8,620,822	▲ 2.8	8,729,152	1.3	8,960,067	2.6

○ 経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の決算年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく支出予定額（地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの）
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計（公営企業会計等）の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額（全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額）のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額〔地方道路公社〕、⑦負担見込額〔土地開発公社〕、⑧負担見込額〔第三セクター等〕、⑨負担見込額〔地方独法〕：
 - ・地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。

3. 将来負担比率の状況と推移

将来負担比率	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	59.0 %	61.8 %	49.0 %	35.2 %	41.3 %

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額（※）と比べたときの率をいいます。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

（※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。）

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・令和6年度決算数値に基づく将来負担比率の場合（小数点以下第2位切捨て）

$$\begin{array}{c}
 \text{令和6年度} \\
 \text{将来負担比率}
 \end{array}
 =
 \frac{\begin{array}{c} \text{将来負担額(A)} \\ 36,917,432 \end{array} - \begin{array}{c} \text{充当可能財源等(B)} \\ 31,632,990 \end{array}}{\begin{array}{c} \text{標準財政規模(C)} \\ 14,247,100 \end{array} - \begin{array}{c} \text{算入公債費等の額(D)} \\ 1,479,497 \end{array}}
 =
 \frac{\begin{array}{c} \text{実質的な将来負債額(分子)} \\ 5,284,442 \end{array}}{\begin{array}{c} \text{比較する財政の規模(分母)} \\ 12,767,603 \end{array}}
 =
 \begin{array}{c}
 41.3\%
 \end{array}$$

* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

○ 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能となります。

○ 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について〔計算式:「将来負担額(A)」-「充当可能財源等(B)」〕

○ 将来負担額(A)の内訳

(単位:千円、%)

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
①地方債の現在高	23,508,668	24,206,246	3.0	23,952,019	▲ 1.1	23,623,812	▲ 1.4	24,319,183	2.9
②債務負担行為	390,771	391,267	0.1	271,265	▲ 30.7	271,330	0.0	271,396	0.0
③公営企業債等繰入見込額	10,959,979	10,630,234	▲ 3.0	10,432,709	▲ 1.9	9,626,057	▲ 7.7	9,565,275	▲ 0.6
④組合負担等見込額	0	0		0		0		0	
⑤退職手当負担見込額	2,514,820	2,440,870	▲ 2.9	2,563,017	5.0	2,699,089	5.3	2,761,578	2.3
⑥負担見込額〔地方道路公社〕	0	0		0		0		0	
⑦負担見込額〔土地開発公社〕	0	0		0		0		0	
⑧負担見込額〔第三セクター等〕	0	0		0		0		0	
⑨負担見込額〔地方独法〕	0	0		0		0		0	
⑩連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
⑪組合連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
将来負担額(A)	37,374,238	37,668,617	0.8	37,219,010	▲ 1.2	36,220,288	▲ 2.7	36,917,432	1.9

○ 充当可能財源等(B)

(単位:千円、%)

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
充当可能基金	4,778,604	5,004,840	4.7	6,788,330	35.6	7,324,483	7.9	7,544,597	3.0
特定歳入〔都市計画税以外〕	1,362,162	1,345,189	▲ 1.2	1,402,615	4.3	1,629,310	16.2	1,772,376	8.8
特定歳入〔都市計画税〕	4,090,926	3,972,868	▲ 2.9	3,924,125	▲ 1.2	3,780,996	▲ 3.6	3,793,194	0.3
交付税算入見込額	20,033,992	19,738,193	▲ 1.5	19,200,490	▲ 2.7	19,069,071	▲ 0.7	18,522,823	▲ 2.9
充当可能財源等(B)	30,265,684	30,061,090	▲ 0.7	31,315,560	4.2	31,803,860	1.6	31,632,990	▲ 0.5

○ 実質的な将来負債額(分子)

(単位:千円、%)

(A)-(B)〔算定の分子〕	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
実質的な将来負債額	7,108,554	7,607,527	7.0	5,903,450	▲ 22.4	4,416,428	▲ 25.2	5,284,442	19.7

3. 将来負担比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」〕

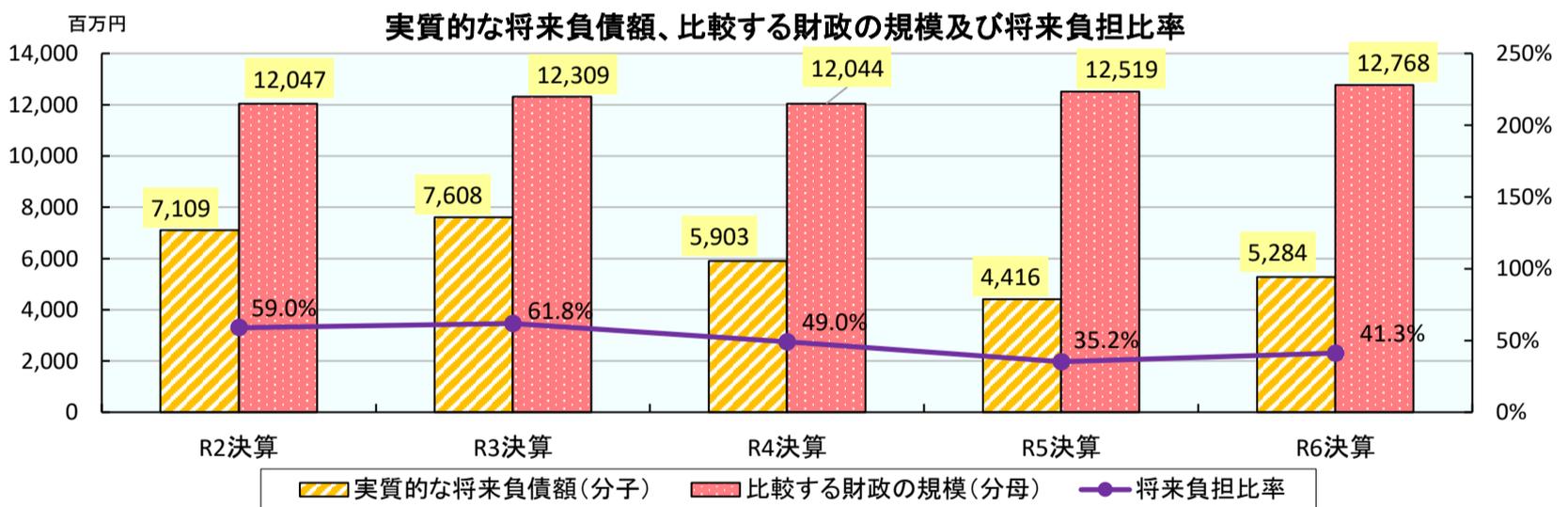
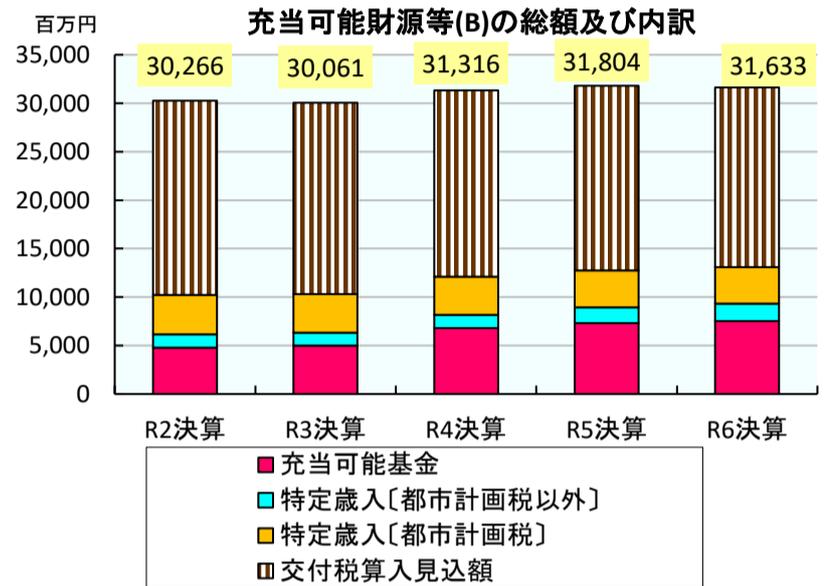
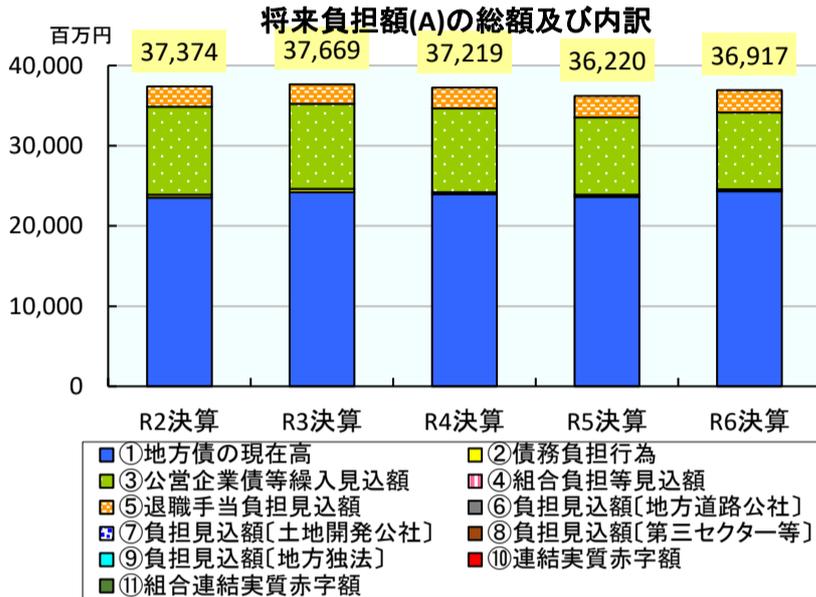
○ 標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D) (単位:千円、%)

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
標準財政規模(C)	13,662,607	13,875,216	1.6	13,560,395	▲ 2.3	13,991,631	3.2	14,247,100	1.8
算入公債費等の額(D)	1,615,187	1,565,839	▲ 3.1	1,516,168	▲ 3.2	1,472,654	▲ 2.9	1,479,497	0.5

◎ 比較する財政の規模(分母) (単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
比較する財政の規模	12,047,420	12,309,377	2.2	12,044,227	▲ 2.2	12,518,977	3.9	12,767,603	2.0

○ 経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の決算年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく支出予定額（地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの）
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計（公営企業会計等）の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額（全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額）のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額〔地方道路公社〕、⑦負担見込額〔土地開発公社〕、⑧負担見込額〔第三セクター等〕、⑨負担見込額〔地方独法〕：
 - ・地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。

3. 将来負担比率の状況と推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
将来負担比率	107.1 %	82.9 %	74.3 %	66.9 %	58.8 %

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額（※）と比べたときの率をいいます。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

（※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。）

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・令和6年度決算数値に基づく将来負担比率の場合（小数点以下第2位切捨て）

$$\begin{array}{c}
 \text{令和6年度} \\
 \text{将来負担比率} \\
 \hline
 = \frac{\text{将来負担額(A)} \quad 1,769,051,696}{\text{標準財政規模(C)} \quad 470,514,285} - \frac{\text{充当可能財源等(B)} \quad 1,525,117,864}{\text{算入公債費等の額(D)} \quad 55,797,641} = \frac{\text{実質的な将来負債額(分子)} \quad 243,933,832}{\text{比較する財政の規模(分母)} \quad 414,716,644} = 58.8\%
 \end{array}$$

（単位：千円、%）

* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

○ 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能となります。

○ 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について〔計算式：「将来負担額(A)」－「充当可能財源等(B)」〕

○ 将来負担額(A)の内訳

（単位：千円、%）

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
①地方債の現在高	1,400,373,258	1,401,546,289	0.1	1,387,605,598	▲ 1.0	1,367,746,081	▲ 1.4	1,355,869,381	▲ 0.9
②債務負担行為	29,128,821	33,551,925	15.2	30,888,942	▲ 7.9	27,658,478	▲ 10.5	46,930,026	69.7
③公営企業債等繰入見込額	256,858,212	251,685,032	▲ 2.0	259,474,968	3.1	260,431,616	0.4	259,770,620	▲ 0.3
④組合負担等見込額	3,162,176	2,824,104	▲ 10.7	2,487,508	▲ 11.9	2,149,932	▲ 13.6	1,811,288	▲ 15.8
⑤退職手当負担見込額	90,695,899	88,202,690	▲ 2.7	87,241,384	▲ 1.1	88,709,074	1.7	90,901,374	2.5
⑥負担見込額〔地方道路公社〕	0	0		0		0		0	
⑦負担見込額〔土地開発公社〕	0	0		0		0		0	
⑧負担見込額〔第三セクター等〕	19,326,113	9,955,353	▲ 48.5	13,031,149	30.9	13,357,761	2.5	13,769,007	3.1
⑨負担見込額〔地方独法〕	0	0		0		0		0	
⑩連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
⑪組合連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
将来負担額(A)	1,799,544,479	1,787,765,393	▲ 0.7	1,780,729,549	▲ 0.4	1,760,052,942	▲ 1.2	1,769,051,696	0.5

○ 充当可能財源等(B)

（単位：千円、%）

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
充当可能基金	295,510,578	336,217,580	13.8	378,562,531	12.6	403,392,853	6.6	423,559,784	5.0
特定歳入〔都市計画税以外〕	60,518,489	66,024,586	9.1	63,620,870	▲ 3.6	60,069,167	▲ 5.6	98,295,349	63.6
特定歳入〔都市計画税〕	205,591,835	212,129,413	3.2	220,785,594	4.1	220,808,536	0.0	226,255,896	2.5
交付税算入見込額	843,487,774	847,438,584	0.5	832,371,232	▲ 1.8	810,666,462	▲ 2.6	777,006,835	▲ 4.2
充当可能財源等(B)	1,405,108,676	1,461,810,163	4.0	1,495,340,227	2.3	1,494,937,018	0.0	1,525,117,864	2.0

○ 実質的な将来負債額(分子)

（単位：千円、%）

(A)-(B)〔算定の分子〕	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
実質的な将来負債額	394,435,803	325,955,230	▲ 17.4	285,389,322	▲ 12.4	265,115,924	▲ 7.1	243,933,832	▲ 8.0

3. 将来負担比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」〕

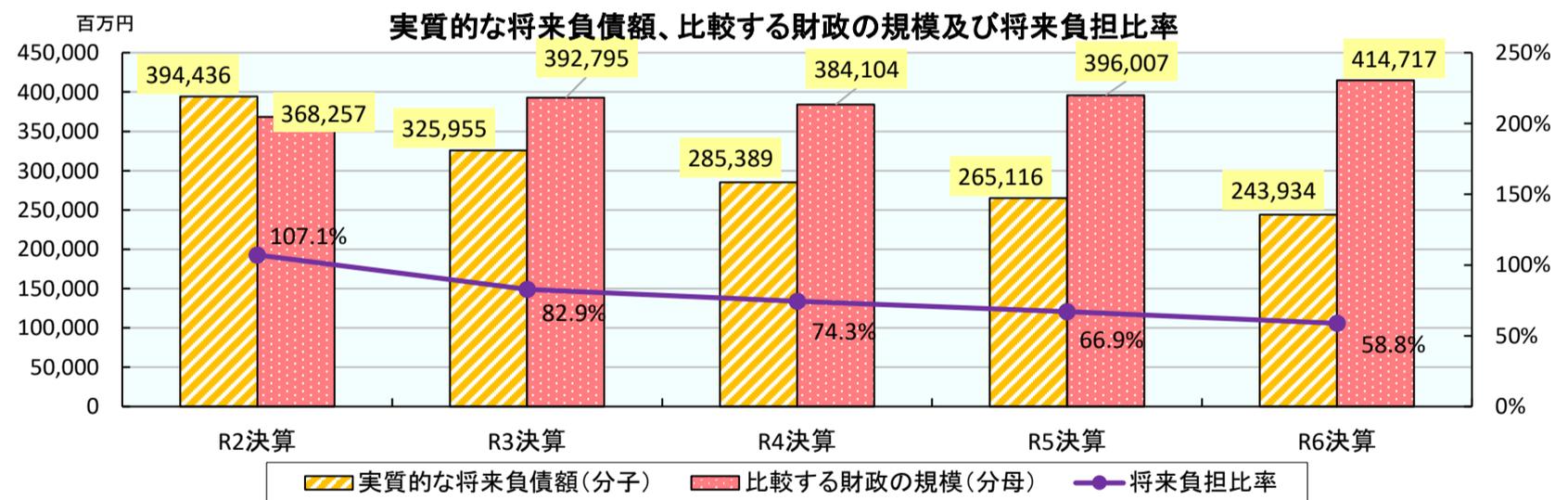
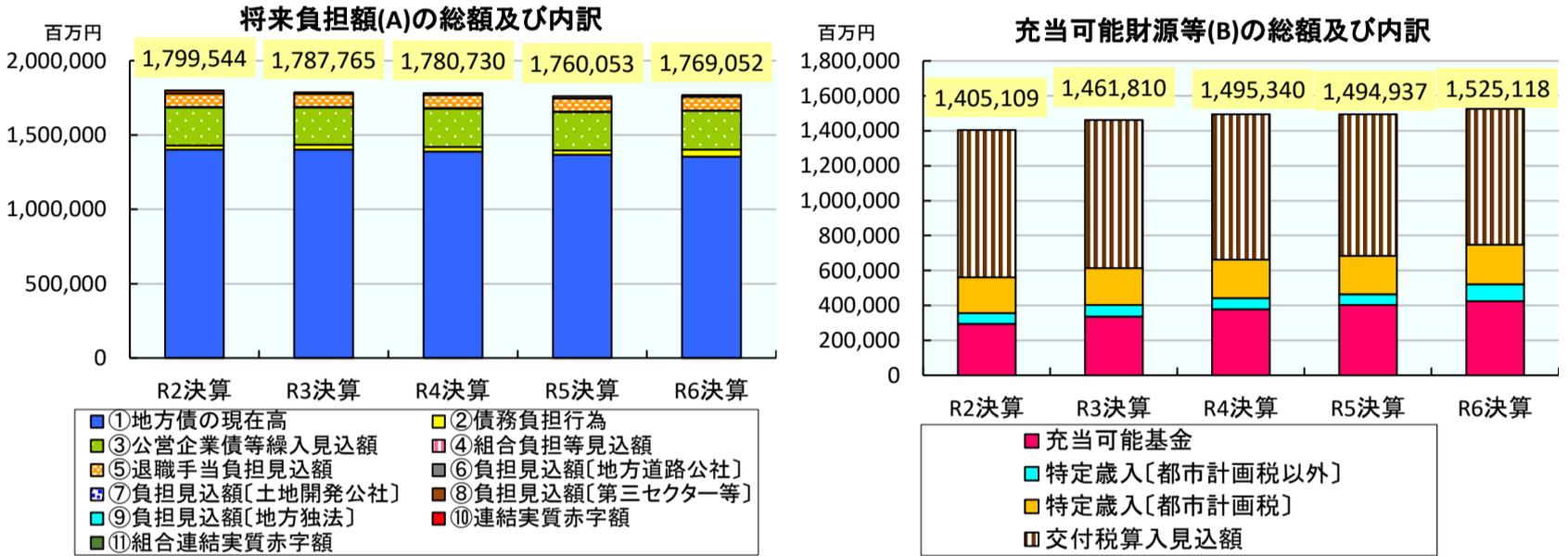
○ 標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D) (単位:千円、%)

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
標準財政規模(C)	427,491,897	451,517,796	5.6	442,104,112	▲ 2.1	453,616,210	2.6	470,514,285	3.7
算入公債費等の額(D)	59,234,687	58,723,031	▲ 0.9	58,000,291	▲ 1.2	57,609,318	▲ 0.7	55,797,641	▲ 3.1

◎ 比較する財政の規模(分母) (単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
比較する財政の規模	368,257,210	392,794,765	6.7	384,103,821	▲ 2.2	396,006,892	3.1	414,716,644	4.7

○ 経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の決算年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく支出予定額（地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの）
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計（公営企業会計等）の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額（全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額）のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額〔地方道路公社〕、⑦負担見込額〔土地開発公社〕、⑧負担見込額〔第三セクター等〕、⑨負担見込額〔地方独法〕：
 - ・地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。

3. 将来負担比率の状況と推移

将来負担比率	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	-	-	-	-	-

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額（※）と比べたときの率をいいます。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

（※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。）

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・令和6年度決算数値に基づく将来負担比率の場合（小数点以下第2位切捨て）

$$\begin{array}{c}
 \text{令和6年度} \\
 \text{将来負担比率} \\
 \hline
 = \frac{\text{将来負担額(A)} \quad 27,297,313}{\text{標準財政規模(C)} \quad 15,657,994} - \frac{\text{充当可能財源等(B)} \quad 27,613,858}{\text{算入公債費等の額(D)} \quad 1,766,317} = \frac{\text{実質的な将来負債額(分子)} \quad \blacktriangle 316,545}{\text{比較する財政の規模(分母)} \quad 13,891,677} = -
 \end{array}$$

（単位：千円、％）

* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

○ 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能となります。

○ 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について〔計算式：「将来負担額(A)」－「充当可能財源等(B)」〕

○ 将来負担額(A)の内訳

（単位：千円、％）

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
①地方債の現在高	18,912,036	18,831,510	▲ 0.4	18,004,576	▲ 4.4	18,257,766	1.4	18,498,359	1.3
②債務負担行為	0	0		0		0		0	
③公営企業債等繰入見込額	8,943,908	8,172,264	▲ 8.6	7,625,164	▲ 6.7	7,229,800	▲ 5.2	7,084,663	▲ 2.0
④組合負担等見込額	538,066	413,203	▲ 23.2	339,999	▲ 17.7	401,223	18.0	1,003,126	150.0
⑤退職手当負担見込額	676,626	679,693	0.5	670,625	▲ 1.3	719,157	7.2	711,165	▲ 1.1
⑥負担見込額〔地方道路公社〕	0	0		0		0		0	
⑦負担見込額〔土地開発公社〕	0	0		0		0		0	
⑧負担見込額〔第三セクター等〕	0	0		0		0		0	
⑨負担見込額〔地方独法〕	0	0		0		0		0	
⑩連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
⑪組合連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
将来負担額(A)	29,070,636	28,096,670	▲ 3.4	26,640,364	▲ 5.2	26,607,946	▲ 0.1	27,297,313	2.6

○ 充当可能財源等(B)

（単位：千円、％）

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
充当可能基金	9,807,068	10,525,292	7.3	10,588,691	0.6	10,595,199	0.1	10,629,572	0.3
特定歳入〔都市計画税以外〕	5,838	809	▲ 86.1	1,301	60.8	1,229	▲ 5.5	16,756	1263.4
特定歳入〔都市計画税〕	0	0		0		0		0	
交付税算入見込額	20,552,273	20,160,619	▲ 1.9	19,015,577	▲ 5.7	17,981,628	▲ 5.4	16,967,530	▲ 5.6
充当可能財源等(B)	30,365,179	30,686,720	1.1	29,605,569	▲ 3.5	28,578,056	▲ 3.5	27,613,858	▲ 3.4

○ 実質的な将来負債額(分子)

（単位：千円、％）

(A)-(B)〔算定の分子〕	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
実質的な将来負債額	▲ 1,294,543	▲ 2,590,050		▲ 2,965,205		▲ 1,970,110		▲ 316,545	

3. 将来負担比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」〕

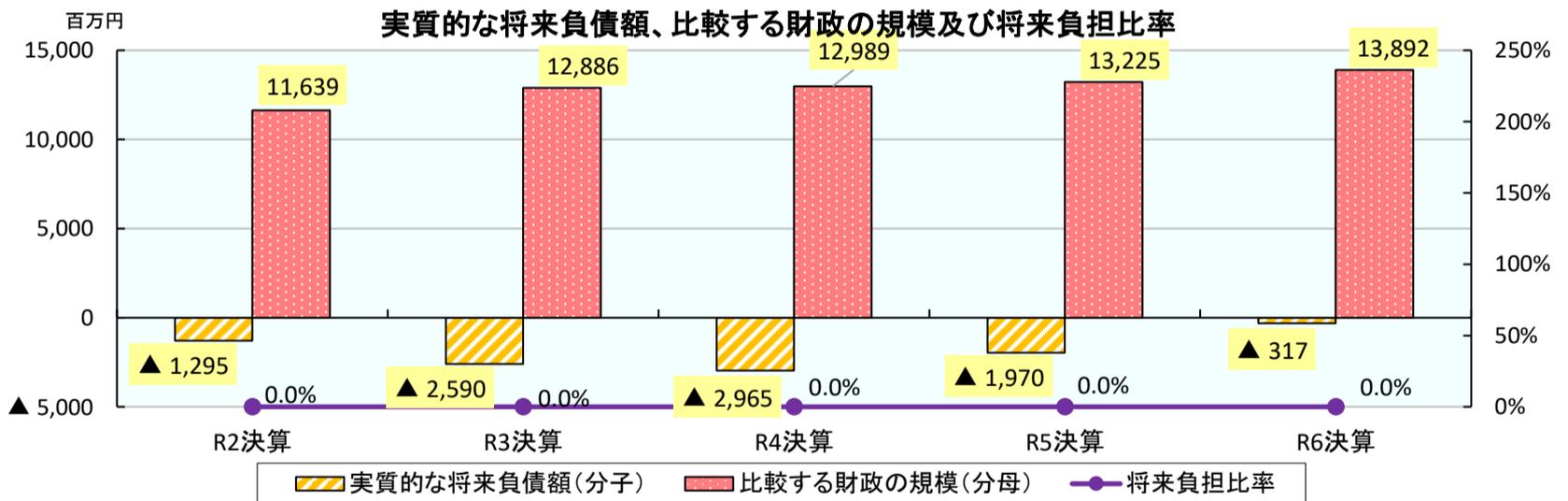
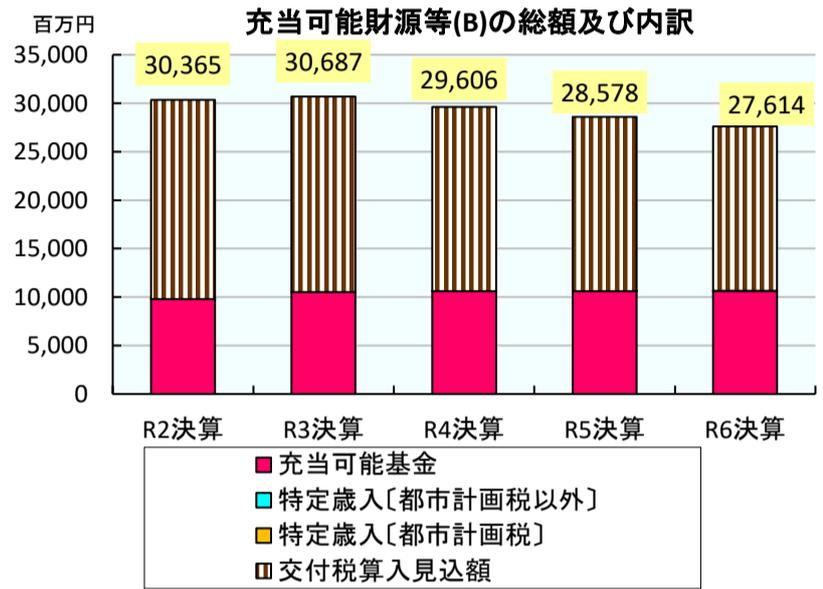
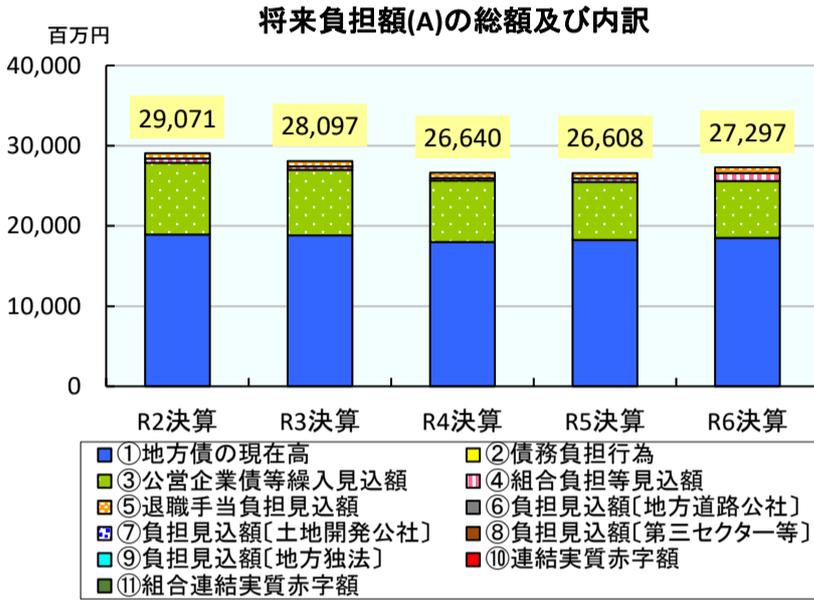
○ 標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D) (単位:千円、%)

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
標準財政規模(C)	13,508,779	14,760,417	9.3	14,814,145	0.4	15,027,103	1.4	15,657,994	4.2
算入公債費等の額(D)	1,869,794	1,874,583	0.3	1,824,796	▲ 2.7	1,802,464	▲ 1.2	1,766,317	▲ 2.0

◎ 比較する財政の規模(分母) (単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
比較する財政の規模	11,638,985	12,885,834	10.7	12,989,349	0.8	13,224,639	1.8	13,891,677	5.0

○ 経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の決算年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく支出予定額（地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの）
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計（公営企業会計等）の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額（全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額）のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額〔地方道路公社〕、⑦負担見込額〔土地開発公社〕、⑧負担見込額〔第三セクター等〕、⑨負担見込額〔地方独法〕：
 - ・地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。

3. 将来負担比率の状況と推移

将来負担比率	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	36.2 %	20.6 %	10.1 %	—	—

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額（※）と比べたときの率をいいます。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

（※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。）

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・令和6年度決算数値に基づく将来負担比率の場合（小数点以下第2位切捨て）

$$\begin{array}{c}
 \text{令和6年度} \\
 \text{将来負担比率} \\
 \hline
 = \frac{\text{将来負担額(A)} - \text{充当可能財源等(B)}}{\text{標準財政規模(C)} - \text{算入公債費等の額(D)}} = \frac{\text{実質的な将来負債額(分子)}}{\text{比較する財政の規模(分母)}} \quad (\text{単位: 千円、\%}) \\
 \hline
 = \frac{11,016,960 - 11,707,483}{7,345,586 - 756,968} = \frac{\blacktriangle 690,523}{6,588,618} = \text{—}
 \end{array}$$

* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

- 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能となります。
- 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について [計算式:「将来負担額(A)」-「充当可能財源等(B)」]

○ 将来負担額(A)の内訳

(単位: 千円、%)

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
①地方債の現在高	9,704,855	9,421,799	▲ 2.9	8,677,124	▲ 7.9	7,581,324	▲ 12.6	7,114,821	▲ 6.2
②債務負担行為	144,542	144,521	0.0	144,505	0.0	144,485	0.0	144,481	0.0
③公営企業債等繰入見込額	2,659,168	2,338,290	▲ 12.1	2,103,434	▲ 10.0	1,867,495	▲ 11.2	1,657,713	▲ 11.2
④組合負担等見込額	262,008	194,539	▲ 25.8	153,416	▲ 21.1	309,695	101.9	284,169	▲ 8.2
⑤退職手当負担見込額	1,833,356	1,810,338	▲ 1.3	1,823,507	0.7	1,851,363	1.5	1,815,776	▲ 1.9
⑥負担見込額[地方道路公社]	0	0		0		0		0	
⑦負担見込額[土地開発公社]	0	0		0		0		0	
⑧負担見込額[第三セクター等]	0	0		0		0		0	
⑨負担見込額[地方独法]	0	0		0		0		0	
⑩連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
⑪組合連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
将来負担額(A)	14,603,929	13,909,487	▲ 4.8	12,901,986	▲ 7.2	11,754,362	▲ 8.9	11,016,960	▲ 6.3

○ 充当可能財源等(B)

(単位: 千円、%)

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
充当可能基金	2,731,586	3,419,297	25.2	3,715,924	8.7	4,156,865	11.9	4,354,287	4.7
特定歳入[都市計画税以外]	469,877	424,847	▲ 9.6	383,935	▲ 9.6	347,021	▲ 9.6	314,091	▲ 9.5
特定歳入[都市計画税]	0	0		0		0		0	
交付税算入見込額	9,144,280	8,713,972	▲ 4.7	8,160,365	▲ 6.4	7,600,674	▲ 6.9	7,039,105	▲ 7.4
充当可能財源等(B)	12,345,743	12,558,116	1.7	12,260,224	▲ 2.4	12,104,560	▲ 1.3	11,707,483	▲ 3.3

◎ 実質的な将来負債額(分子)

(単位: 千円、%)

(A)-(B)[算定の分子]	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
実質的な将来負債額	2,258,186	1,351,371	▲ 40.2	641,762	▲ 52.5	▲ 350,198	皆減	▲ 690,523	

3. 将来負担比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」〕

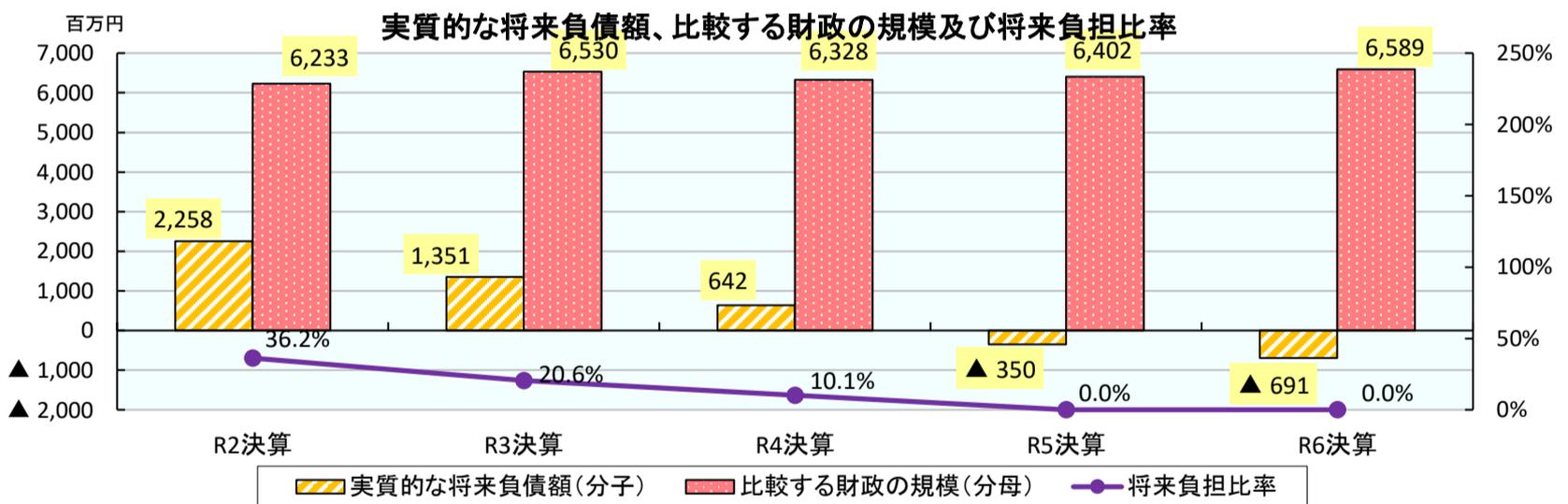
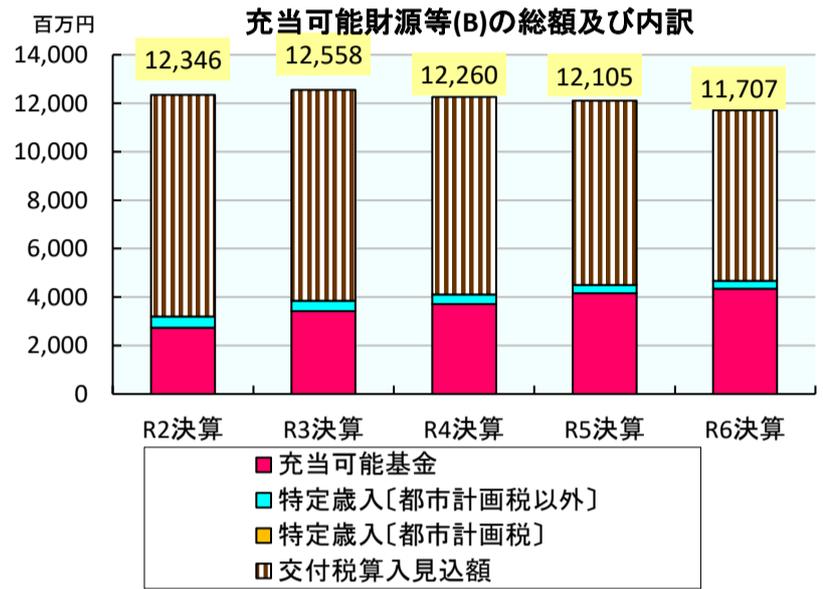
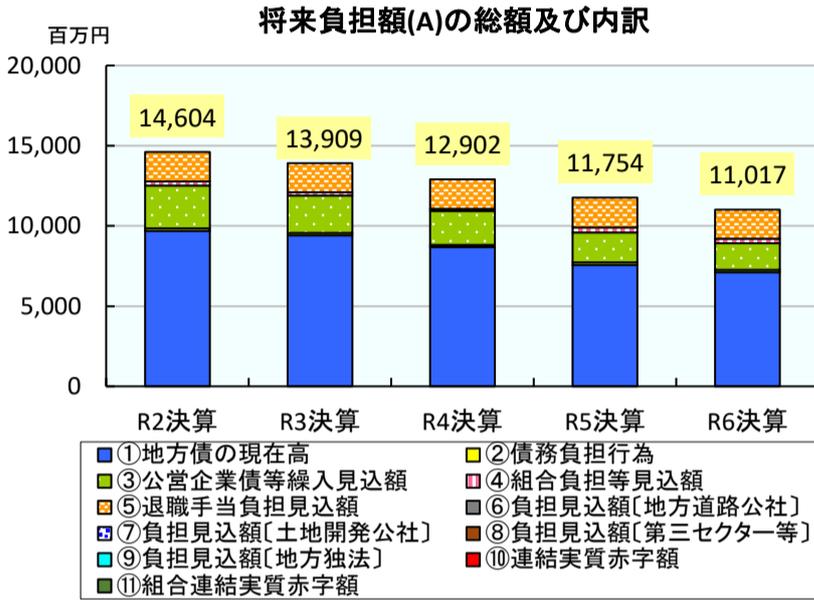
○ 標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D) (単位:千円、%)

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
標準財政規模(C)	7,126,818	7,402,147	3.9	7,139,534	▲ 3.5	7,200,310	0.9	7,345,586	2.0
算入公債費等の額(D)	893,737	872,186	▲ 2.4	811,333	▲ 7.0	798,166	▲ 1.6	756,968	▲ 5.2

◎ 比較する財政の規模(分母) (単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
比較する財政の規模	6,233,081	6,529,961	4.8	6,328,201	▲ 3.1	6,402,144	1.2	6,588,618	2.9

○ 経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の決算年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく支出予定額（地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの）
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計（公営企業会計等）の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額（全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額）のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額〔地方道路公社〕、⑦負担見込額〔土地開発公社〕、⑧負担見込額〔第三セクター等〕、⑨負担見込額〔地方独法〕：
 - ・地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。

3. 将来負担比率の状況と推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
将来負担比率	—	0.3%	1.1%	5.6%	7.3%

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額（※）と比べたときの率をいいます。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

（※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。）

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・令和6年度決算数値に基づく将来負担比率の場合（小数点以下第2位切捨て）

$$\begin{array}{c}
 \text{令和6年度} \\
 \text{将来負担比率} \\
 \hline
 = \frac{\text{将来負担額(A)} \quad 33,164,628}{\text{標準財政規模(C)} \quad 11,541,744} - \frac{\text{充当可能財源等(B)} \quad 32,432,667}{\text{算入公債費等の額(D)} \quad 1,622,913} = \frac{\text{実質的な将来負債額(分子)} \quad 731,961}{\text{比較する財政の規模(分母)} \quad 9,918,831} = 7.3\%
 \end{array}$$

* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

○ 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能となります。

○ 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について〔計算式:「将来負担額(A)」-「充当可能財源等(B)」〕

○ 将来負担額(A)の内訳

(単位:千円、%)

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
①地方債の現在高	21,383,287	25,543,001	19.5	27,088,790	6.1	26,820,580	▲ 1.0	26,296,407	▲ 2.0
②債務負担行為	169,077	184,842	9.3	155,112	▲ 16.1	127,455	▲ 17.8	103,079	▲ 19.1
③公営企業債等繰入見込額	3,605,377	3,309,721	▲ 8.2	3,359,832	1.5	3,527,153	5.0	3,506,734	▲ 0.6
④組合負担等見込額	0	0		0		0		0	
⑤退職手当負担見込額	3,189,125	3,141,375	▲ 1.5	3,182,259	1.3	3,207,084	0.8	3,258,408	1.6
⑥負担見込額〔地方道路公社〕	0	0		0		0		0	
⑦負担見込額〔土地開発公社〕	0	0		0		0		0	
⑧負担見込額〔第三セクター等〕	0	0		0		0		0	
⑨負担見込額〔地方独法〕	0	0		0		0		0	
⑩連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
⑪組合連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
将来負担額(A)	28,346,866	32,178,939	13.5	33,785,993	5.0	33,682,272	▲ 0.3	33,164,628	▲ 1.5

○ 充当可能財源等(B)

(単位:千円、%)

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
充当可能基金	10,130,468	10,807,721	6.7	11,379,561	5.3	11,186,124	▲ 1.7	11,107,133	▲ 0.7
特定歳入〔都市計画税以外〕	1,099,510	928,969	▲ 15.5	767,882	▲ 17.3	608,986	▲ 20.7	493,638	▲ 18.9
特定歳入〔都市計画税〕	0	0		0		0		0	
交付税算入見込額	17,496,122	20,411,015	16.7	21,525,297	5.5	21,339,423	▲ 0.9	20,831,896	▲ 2.4
充当可能財源等(B)	28,726,100	32,147,705	11.9	33,672,740	4.7	33,134,533	▲ 1.6	32,432,667	▲ 2.1

○ 実質的な将来負債額(分子)

(単位:千円、%)

(A)-(B)〔算定の分子〕	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
実質的な将来負債額	▲ 379,234	31,234	皆増	113,253	262.6	547,739	383.6	731,961	33.6

3. 将来負担比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」〕

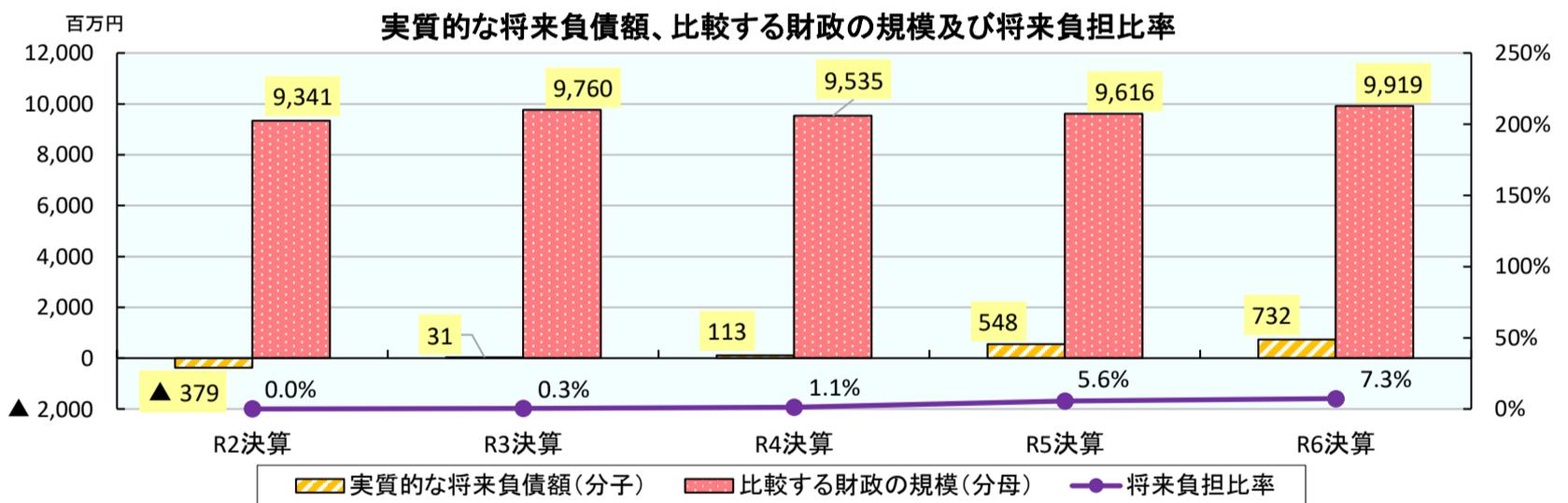
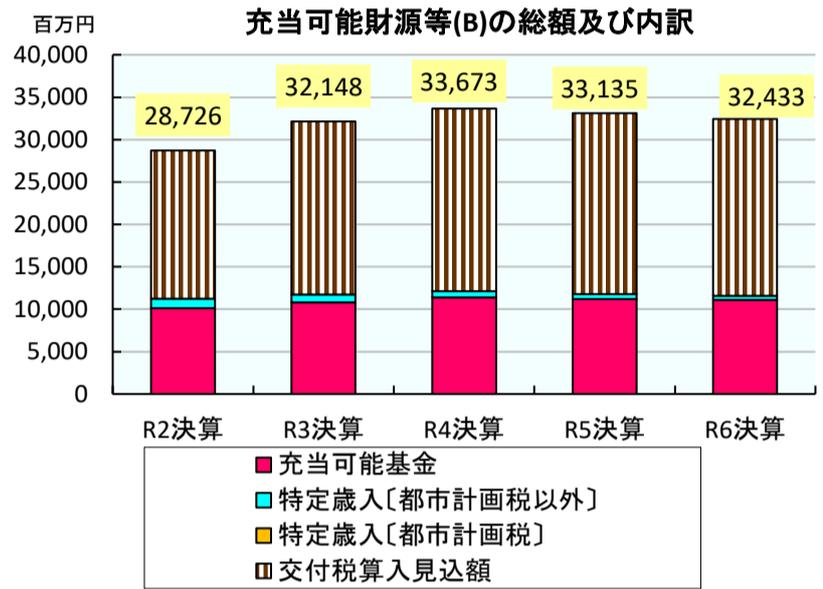
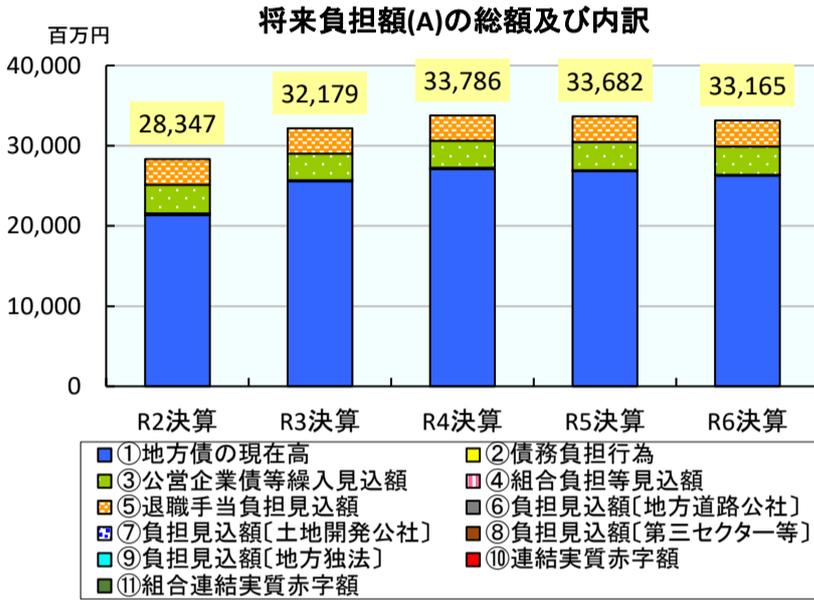
○ 標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D) (単位:千円、%)

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
標準財政規模(C)	10,492,658	11,008,953	4.9	10,847,359	▲ 1.5	11,067,607	2.0	11,541,744	4.3
算入公債費等の額(D)	1,151,647	1,248,855	8.4	1,312,630	5.1	1,451,405	10.6	1,622,913	11.8

◎ 比較する財政の規模(分母) (単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
比較する財政の規模	9,341,011	9,760,098	4.5	9,534,729	▲ 2.3	9,616,202	0.9	9,918,831	3.1

○ 経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の決算年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく支出予定額（地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの）
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計（公営企業会計等）の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額（全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額）のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額〔地方道路公社〕、⑦負担見込額〔土地開発公社〕、⑧負担見込額〔第三セクター等〕、⑨負担見込額〔地方独法〕：
 - ・地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。

3. 将来負担比率の状況と推移

将来負担比率	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	-	-	-	-	-

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額（※）と比べたときの率をいいます。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

（※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。）

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・令和6年度決算数値に基づく将来負担比率の場合（小数点以下第2位切捨て）

$$\begin{array}{c}
 \text{令和6年度} \\
 \text{将来負担比率} \\
 \hline
 = \frac{\text{将来負担額(A)} \quad 26,313,544}{\text{標準財政規模(C)} \quad 9,298,553} - \frac{\text{充当可能財源等(B)} \quad 28,983,157}{\text{算入公債費等の額(D)} \quad 1,294,873} = \frac{\text{実質的な将来負債額(分子)} \quad \blacktriangle 2,669,613}{\text{比較する財政の規模(分母)} \quad 8,003,680} = \text{---}
 \end{array}$$

（単位：千円、%）

* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

- 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能となります。
- 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について〔計算式：「将来負担額(A)」-「充当可能財源等(B)」〕

○ 将来負担額(A)の内訳

（単位：千円、%）

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
①地方債の現在高	20,435,273	22,395,268	9.6	21,762,886	▲ 2.8	21,201,545	▲ 2.6	20,234,022	▲ 4.6
②債務負担行為	0	0		0		0		0	
③公営企業債等繰入見込額	3,756,005	3,922,981	4.4	4,058,263	3.4	4,154,937	2.4	4,131,768	▲ 0.6
④組合負担等見込額	19,625	11,602	▲ 40.9	6,284	▲ 45.8	8,846	40.8	10,349	17.0
⑤退職手当負担見込額	2,053,316	1,990,780	▲ 3.0	1,975,648	▲ 0.8	1,940,063	▲ 1.8	1,937,405	▲ 0.1
⑥負担見込額〔地方道路公社〕	0	0		0		0		0	
⑦負担見込額〔土地開発公社〕	0	0		0		0		0	
⑧負担見込額〔第三セクター等〕	0	0		0		0		0	
⑨負担見込額〔地方独法〕	0	0		0		0		0	
⑩連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
⑪組合連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
将来負担額(A)	26,264,219	28,320,631	7.8	27,803,081	▲ 1.8	27,305,391	▲ 1.8	26,313,544	▲ 3.6

○ 充当可能財源等(B)

（単位：千円、%）

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
充当可能基金	11,781,109	11,964,436	1.6	12,600,044	5.3	13,058,870	3.6	13,737,562	5.2
特定歳入〔都市計画税以外〕	93,495	62,402	▲ 33.3	34,272	▲ 45.1	21,613	▲ 36.9	10,664	▲ 50.7
特定歳入〔都市計画税〕	0	0		0		0		0	
交付税算入見込額	16,148,800	17,039,631	5.5	16,840,082	▲ 1.2	15,930,223	▲ 5.4	15,234,931	▲ 4.4
充当可能財源等(B)	28,023,404	29,066,469	3.7	29,474,398	1.4	29,010,706	▲ 1.6	28,983,157	▲ 0.1

◎ 実質的な将来負債額(分子)

（単位：千円、%）

(A)-(B)〔算定の分子〕	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
実質的な将来負債額	▲ 1,759,185	▲ 745,838		▲ 1,671,317		▲ 1,705,315		▲ 2,669,613	

3. 将来負担比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」〕

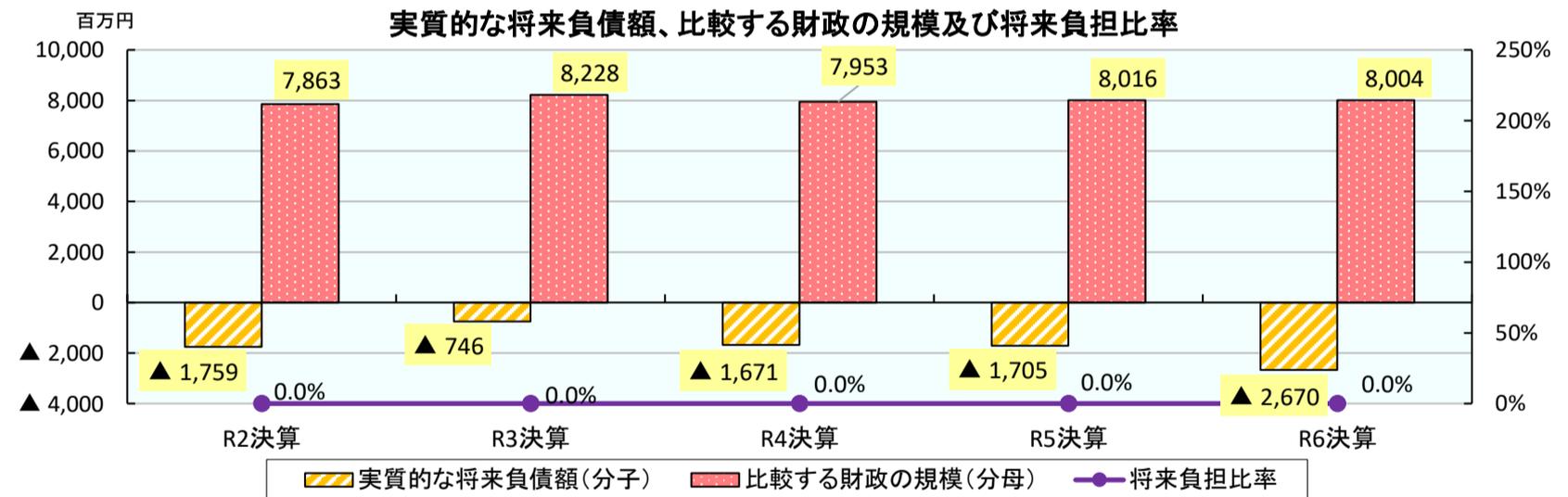
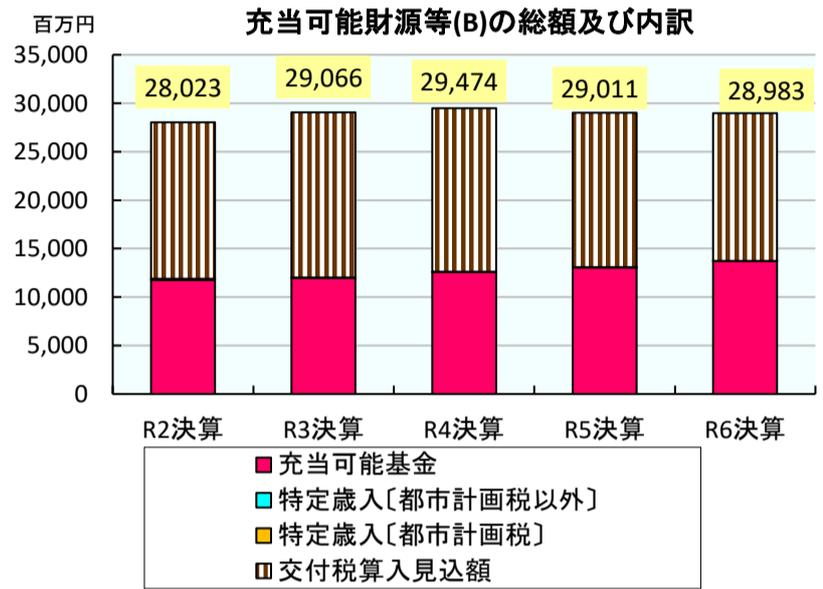
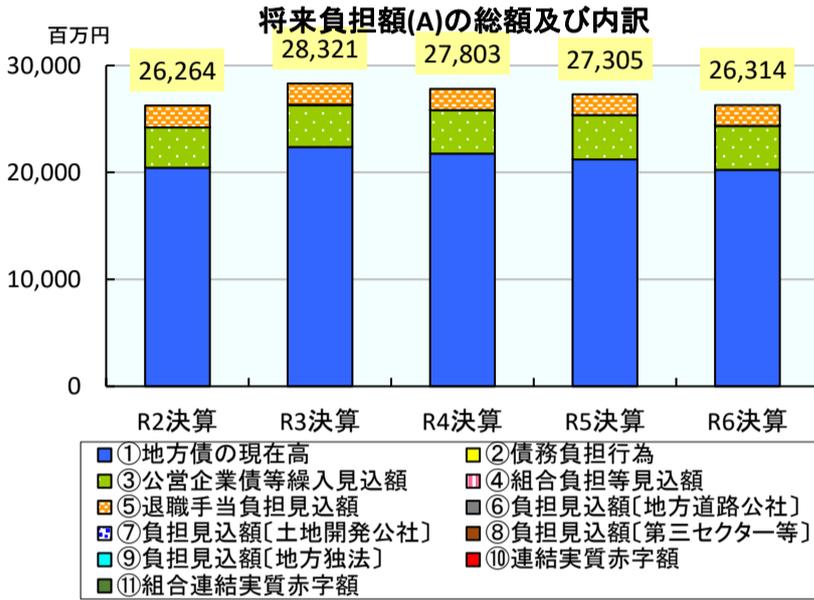
○ 標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D) (単位:千円、%)

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
標準財政規模(C)	9,132,571	9,467,401	3.7	9,195,681	▲ 2.9	9,302,578	1.2	9,298,553	0.0
算入公債費等の額(D)	1,269,365	1,239,235	▲ 2.4	1,242,485	0.3	1,286,919	3.6	1,294,873	0.6

◎ 比較する財政の規模(分母) (単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
比較する財政の規模	7,863,206	8,228,166	4.6	7,953,196	▲ 3.3	8,015,659	0.8	8,003,680	▲ 0.1

○ 経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の決算年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく支出予定額（地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの）
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計（公営企業会計等）の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額（全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額）のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額〔地方道路公社〕、⑦負担見込額〔土地開発公社〕、⑧負担見込額〔第三セクター等〕、⑨負担見込額〔地方独法〕：
 - ・地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。

3. 将来負担比率の状況と推移

将来負担比率	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	-	-	-	-	-

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額（※）と比べたときの率をいいます。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

（※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。）

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・令和6年度決算数値に基づく将来負担比率の場合（小数点以下第2位切捨て）

$$\begin{array}{c}
 \text{令和6年度} \\
 \text{将来負担比率} \\
 \hline
 = \frac{\text{将来負担額(A)} - \text{充当可能財源等(B)}}{\text{標準財政規模(C)} - \text{算入公債費等の額(D)}} = \frac{\text{実質的な将来負債額(分子)}}{\text{比較する財政の規模(分母)}} \\
 \hline
 = \frac{26,339,136 - 47,459,643}{22,152,843 - 3,004,305} = \frac{\Delta 21,120,507}{19,148,538} = -
 \end{array}$$

（単位：千円、％）

* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

- 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能となります。
- 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について〔計算式：「将来負担額(A)」-「充当可能財源等(B)」〕

○ 将来負担額(A)の内訳

（単位：千円、％）

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
①地方債の現在高	23,426,207	22,862,927	▲ 2.4	21,629,202	▲ 5.4	20,204,850	▲ 6.6	21,219,466	5.0
②債務負担行為	103,388	103,554	0.2	103,721	0.2	103,721	0.0	0	皆減
③公営企業債等繰入見込額	2,952,896	2,798,423	▲ 5.2	2,645,911	▲ 5.4	2,294,014	▲ 13.3	2,012,440	▲ 12.3
④組合負担等見込額	1,600,983	1,316,013	▲ 17.8	1,100,165	▲ 16.4	1,103,321	0.3	1,483,845	34.5
⑤退職手当負担見込額	1,872,967	1,829,926	▲ 2.3	1,697,098	▲ 7.3	1,724,782	1.6	1,623,385	▲ 5.9
⑥負担見込額〔地方道路公社〕	0	0		0		0		0	
⑦負担見込額〔土地開発公社〕	0	0		0		0		0	
⑧負担見込額〔第三セクター等〕	0	0		0		0		0	
⑨負担見込額〔地方独法〕	0	0		0		0		0	
⑩連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
⑪組合連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
将来負担額(A)	29,956,441	28,910,843	▲ 3.5	27,176,097	▲ 6.0	25,430,688	▲ 6.4	26,339,136	3.6

○ 充当可能財源等(B)

（単位：千円、％）

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
充当可能基金	16,310,229	17,382,226	6.6	18,169,308	4.5	17,983,834	▲ 1.0	17,710,680	▲ 1.5
特定歳入〔都市計画税以外〕	219,911	167,925	▲ 23.6	104,972	▲ 37.5	134,304	27.9	126,428	▲ 5.9
特定歳入〔都市計画税〕	2,193,598	2,354,812	7.3	2,140,220	▲ 9.1	1,808,228	▲ 15.5	1,577,211	▲ 12.8
交付税算入見込額	32,912,031	31,343,357	▲ 4.8	29,567,213	▲ 5.7	28,275,477	▲ 4.4	28,045,324	▲ 0.8
充当可能財源等(B)	51,635,769	51,248,320	▲ 0.8	49,981,713	▲ 2.5	48,201,843	▲ 3.6	47,459,643	▲ 1.5

◎ 実質的な将来負債額(分子)

（単位：千円、％）

(A)-(B)〔算定の分子〕	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
実質的な将来負債額	▲ 21,679,328	▲ 22,337,477		▲ 22,805,616		▲ 22,771,155		▲ 21,120,507	

3. 将来負担比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」〕

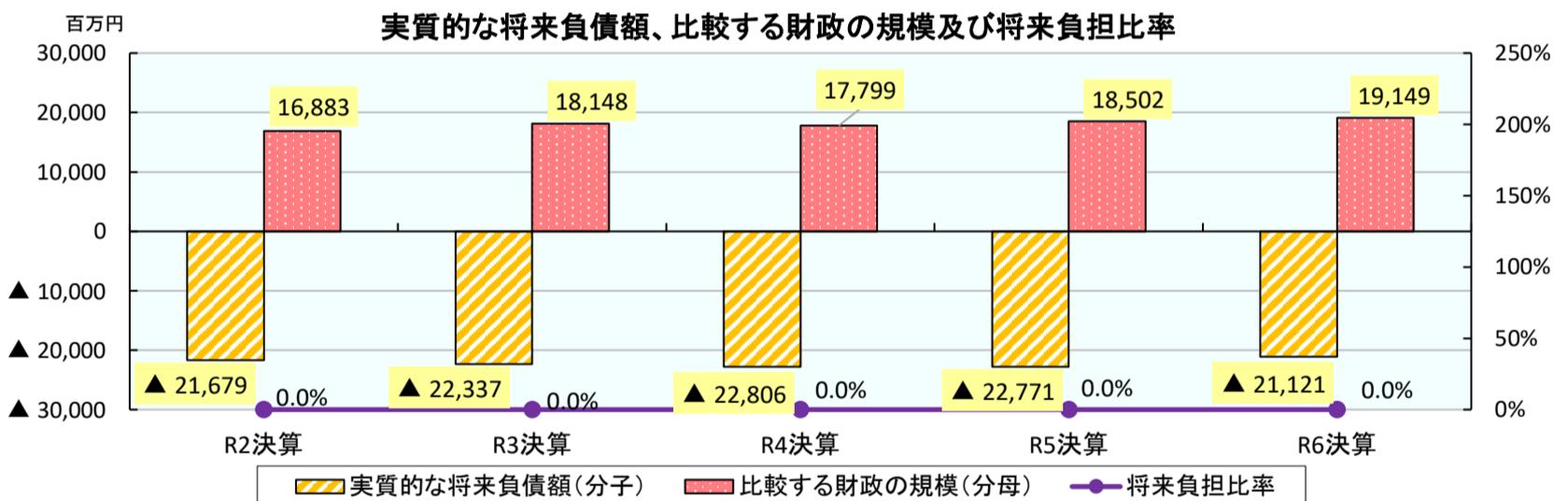
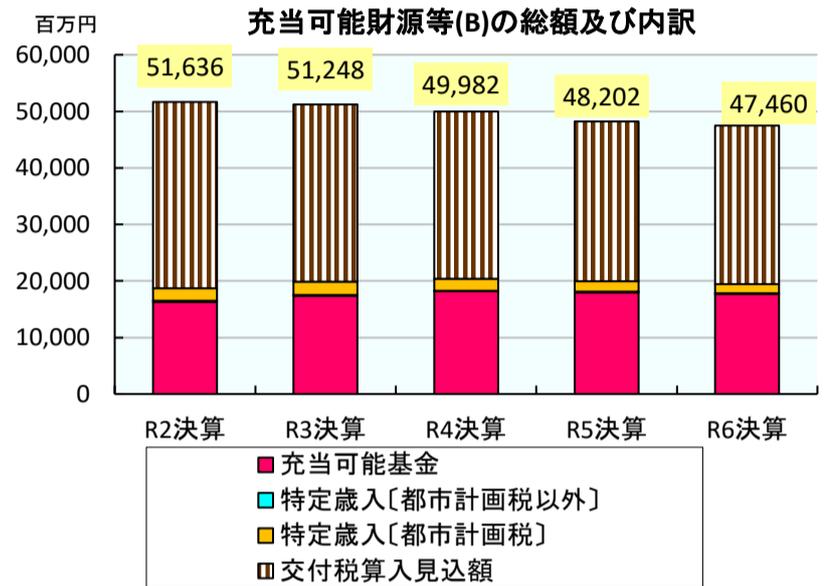
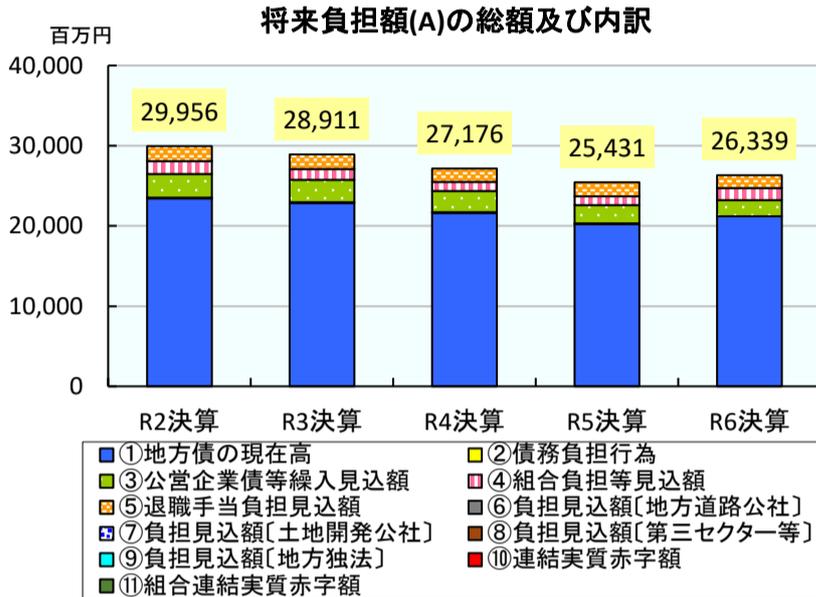
○ 標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D) (単位:千円、%)

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
標準財政規模(C)	20,246,485	21,399,636	5.7	20,894,967	▲ 2.4	21,577,440	3.3	22,152,843	2.7
算入公債費等の額(D)	3,363,748	3,251,587	▲ 3.3	3,095,896	▲ 4.8	3,075,588	▲ 0.7	3,004,305	▲ 2.3

◎ 比較する財政の規模(分母) (単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
比較する財政の規模	16,882,737	18,148,049	7.5	17,799,071	▲ 1.9	18,501,852	3.9	19,148,538	3.5

○ 経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の決算年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく支出予定額（地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの）
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計（公営企業会計等）の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額（全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額）のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額〔地方道路公社〕、⑦負担見込額〔土地開発公社〕、⑧負担見込額〔第三セクター等〕、⑨負担見込額〔地方独法〕：
 - ・地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。

3. 将来負担比率の状況と推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
将来負担比率	32.5 %	42.4 %	34.3 %	23.6 %	19.4 %

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額（※）と比べたときの率をいいます。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

（※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。）

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・令和6年度決算数値に基づく将来負担比率の場合（小数点以下第2位切捨て）

$$\begin{array}{c}
 \text{令和6年度} \\
 \text{将来負担比率} \\
 \hline
 = \frac{\text{将来負担額(A)} - \text{充当可能財源等(B)}}{\text{標準財政規模(C)} - \text{算入公債費等の額(D)}} = \frac{\text{実質的な将来負債額(分子)}}{\text{比較する財政の規模(分母)}} = 19.4\%
 \end{array}$$

（単位：千円、%）

* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

○ 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能となります。

○ 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について〔計算式：「将来負担額(A)」－「充当可能財源等(B)」〕

○ 将来負担額(A)の内訳

（単位：千円、%）

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
①地方債の現在高	35,648,867	38,629,831	8.4	37,776,189	▲ 2.2	36,985,469	▲ 2.1	35,964,903	▲ 2.8
②債務負担行為	638,772	570,139	▲ 10.7	504,173	▲ 11.6	441,425	▲ 12.4	378,400	▲ 14.3
③公営企業債等繰入見込額	5,945,676	5,493,329	▲ 7.6	5,159,136	▲ 6.1	4,980,561	▲ 3.5	4,650,163	▲ 6.6
④組合負担等見込額	0	0		0		0		0	
⑤退職手当負担見込額	4,383,285	4,331,499	▲ 1.2	4,349,306	0.4	4,166,079	▲ 4.2	4,254,117	2.1
⑥負担見込額〔地方道路公社〕	0	0		0		0		0	
⑦負担見込額〔土地開発公社〕	0	0		0		0		0	
⑧負担見込額〔第三セクター等〕	276	1,218	341.3	0	皆減	906	皆増	7,917	773.8
⑨負担見込額〔地方独法〕	0	0		0		0		0	
⑩連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
⑪組合連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
将来負担額(A)	46,616,876	49,026,016	5.2	47,788,804	▲ 2.5	46,574,440	▲ 2.5	45,255,500	▲ 2.8

○ 充当可能財源等(B)

（単位：千円、%）

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
充当可能基金	11,063,337	11,413,881	3.2	12,925,355	13.2	13,830,663	7.0	14,236,375	2.9
特定歳入〔都市計画税以外〕	935,924	989,438	5.7	1,053,993	6.5	1,051,549	▲ 0.2	1,050,026	▲ 0.1
特定歳入〔都市計画税〕	0	0		0		0		0	
交付税算入見込額	30,197,262	30,488,125	1.0	28,961,704	▲ 5.0	28,310,061	▲ 2.3	27,116,441	▲ 4.2
充当可能財源等(B)	42,196,523	42,891,444	1.6	42,941,052	0.1	43,192,273	0.6	42,402,842	▲ 1.8

○ 実質的な将来負債額(分子)

（単位：千円、%）

(A)-(B)〔算定の分子〕	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
実質的な将来負債額	4,420,353	6,134,572	38.8	4,847,752	▲ 21.0	3,382,167	▲ 30.2	2,852,658	▲ 15.7

3. 将来負担比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」〕

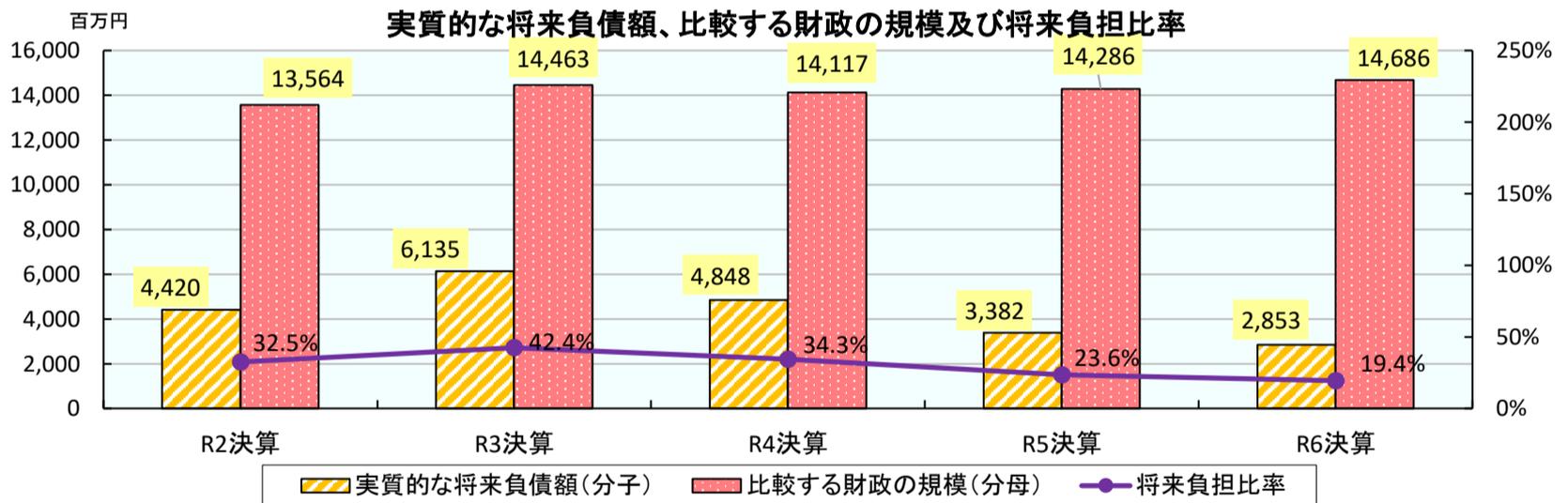
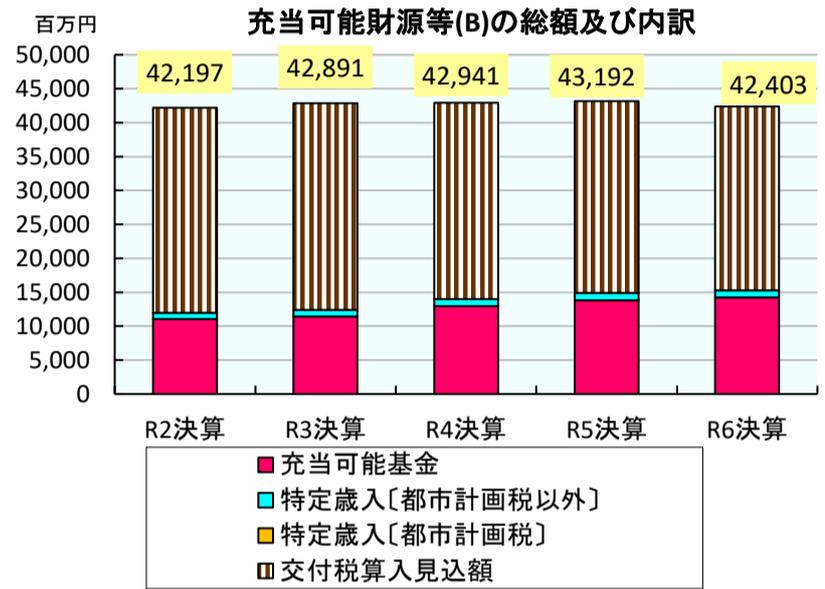
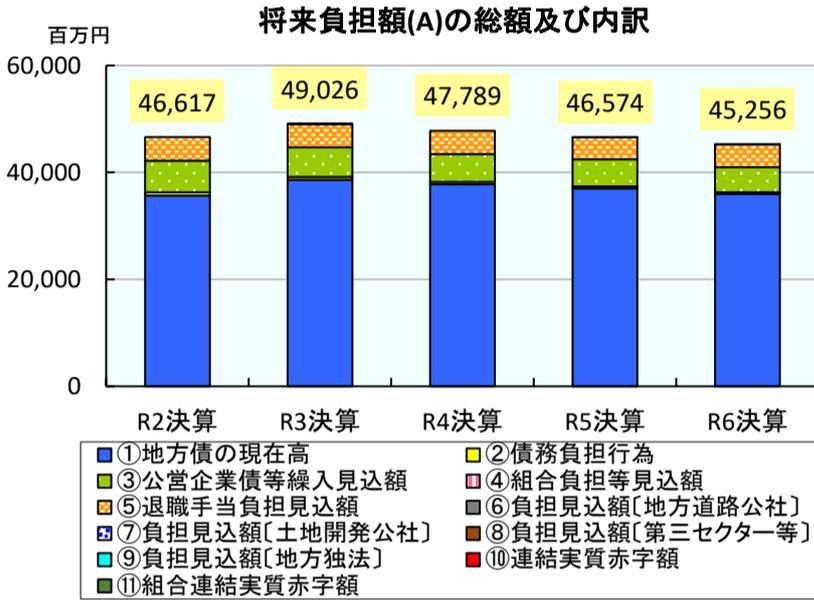
○ 標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D) (単位:千円、%)

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
標準財政規模(C)	16,419,974	17,140,699	4.4	16,785,505	▲ 2.1	16,886,314	0.6	17,379,364	2.9
算入公債費等の額(D)	2,856,183	2,677,311	▲ 6.3	2,668,499	▲ 0.3	2,599,929	▲ 2.6	2,693,388	3.6

◎ 比較する財政の規模(分母) (単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
比較する財政の規模	13,563,791	14,463,388	6.6	14,117,006	▲ 2.4	14,286,385	1.2	14,685,976	2.8

○ 経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の決算年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく支出予定額（地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの）
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計（公営企業会計等）の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額（全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額）のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額〔地方道路公社〕、⑦負担見込額〔土地開発公社〕、⑧負担見込額〔第三セクター等〕、⑨負担見込額〔地方独法〕：
 - ・地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。

3. 将来負担比率の状況と推移

将来負担比率	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	-	-	-	-	-

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額（※）と比べたときの率をいいます。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

（※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。）

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・令和6年度決算数値に基づく将来負担比率の場合（小数点以下第2位切捨て）

$$\begin{array}{c}
 \text{令和6年度} \\
 \text{将来負担比率} \\
 \hline
 = \frac{\text{将来負担額(A)} \quad 48,374,166}{\text{標準財政規模(C)} \quad 21,290,951} - \frac{\text{充当可能財源等(B)} \quad 56,845,720}{\text{算入公債費等の額(D)} \quad 3,218,266} = \frac{\text{実質的な将来負債額(分子)} \quad \blacktriangle 8,471,554}{\text{比較する財政の規模(分母)} \quad 18,072,685} = -
 \end{array}$$

（単位：千円、％）

* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

○ 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能となります。

○ 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について〔計算式：「将来負担額(A)」－「充当可能財源等(B)」〕

○ 将来負担額(A)の内訳

（単位：千円、％）

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
①地方債の現在高	26,713,911	30,257,331	13.3	31,835,063	5.2	36,245,359	13.9	37,035,027	2.2
②債務負担行為	336,071	294,543	▲ 12.4	274,776	▲ 6.7	211,511	▲ 23.0	170,001	▲ 19.6
③公営企業債等繰入見込額	7,294,629	6,811,189	▲ 6.6	6,048,889	▲ 11.2	5,685,058	▲ 6.0	5,351,423	▲ 5.9
④組合負担等見込額	1,471,498	1,224,756	▲ 16.8	1,094,259	▲ 10.7	965,754	▲ 11.7	942,217	▲ 2.4
⑤退職手当負担見込額	5,360,890	5,131,565	▲ 4.3	5,068,991	▲ 1.2	4,916,448	▲ 3.0	4,875,498	▲ 0.8
⑥負担見込額〔地方道路公社〕	0	0		0		0		0	
⑦負担見込額〔土地開発公社〕	267,563	0	皆減	0		198,031	皆増	0	皆減
⑧負担見込額〔第三セクター等〕	928	400	▲ 56.9	0	皆減	0		0	
⑨負担見込額〔地方独法〕	0	0		0		0		0	
⑩連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
⑪組合連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
将来負担額(A)	41,445,490	43,719,784	5.5	44,321,978	1.4	48,222,161	8.8	48,374,166	0.3

○ 充当可能財源等(B)

（単位：千円、％）

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
充当可能基金	18,270,287	18,819,146	3.0	20,341,241	8.1	20,682,074	1.7	20,879,539	1.0
特定歳入〔都市計画税以外〕	125,698	101,705	▲ 19.1	74,473	▲ 26.8	35,067	▲ 52.9	10,089	▲ 71.2
特定歳入〔都市計画税〕	0	0		0		0		0	
交付税算入見込額	30,218,916	29,197,783	▲ 3.4	32,042,423	9.7	35,688,429	11.4	35,956,092	0.7
充当可能財源等(B)	48,614,901	48,118,634	▲ 1.0	52,458,137	9.0	56,405,570	7.5	56,845,720	0.8

○ 実質的な将来負債額(分子)

（単位：千円、％）

(A)-(B)〔算定の分子〕	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
実質的な将来負債額	▲ 7,169,411	▲ 4,398,850		▲ 8,136,159		▲ 8,183,409		▲ 8,471,554	

3. 将来負担比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」〕

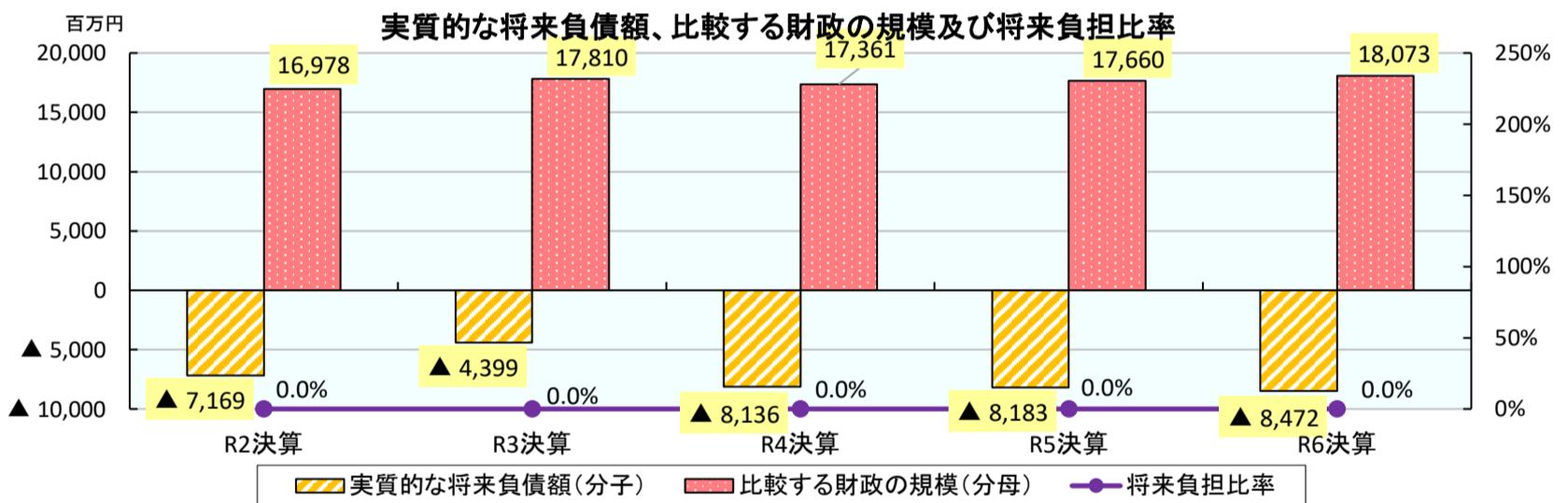
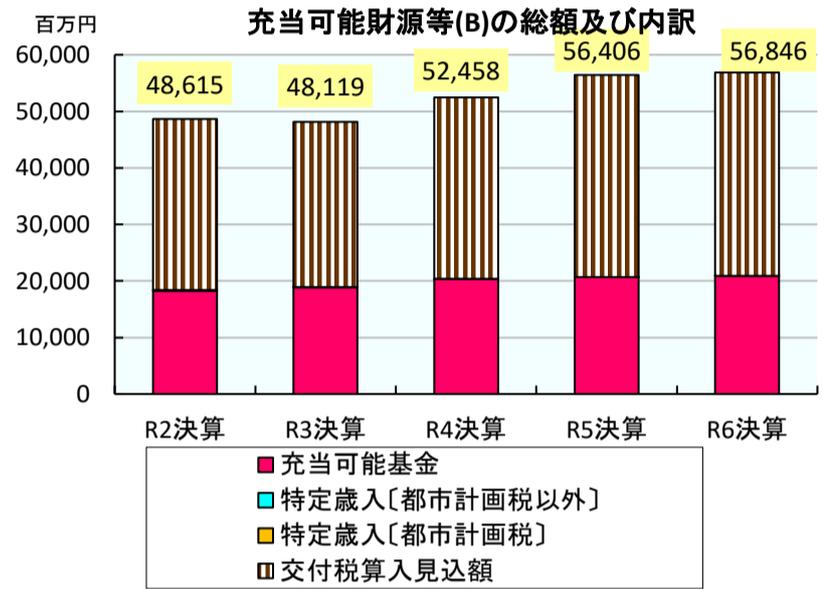
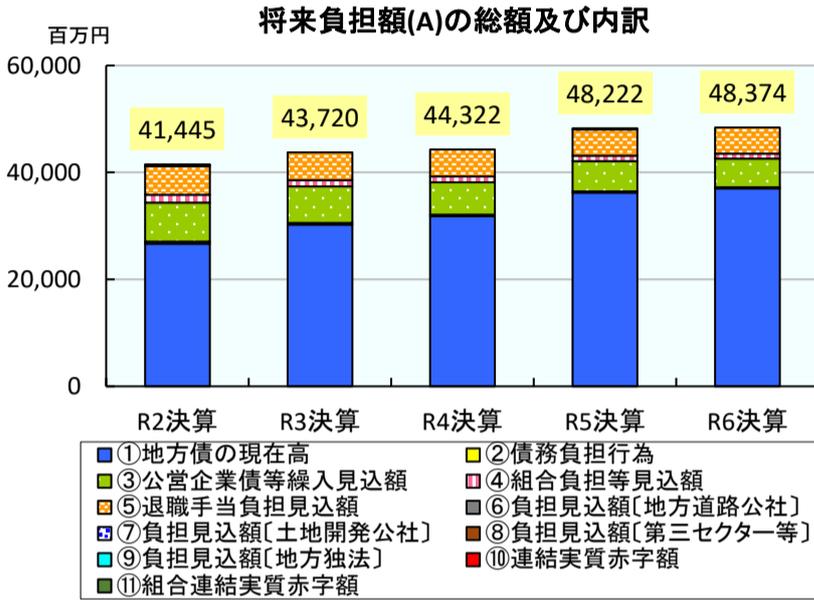
○ 標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D) (単位:千円、%)

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
標準財政規模(C)	19,877,411	20,751,815	4.4	20,405,156	▲ 1.7	20,727,157	1.6	21,290,951	2.7
算入公債費等の額(D)	2,899,891	2,941,615	1.4	3,043,981	3.5	3,067,169	0.8	3,218,266	4.9

◎ 比較する財政の規模(分母) (単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
比較する財政の規模	16,977,520	17,810,200	4.9	17,361,175	▲ 2.5	17,659,988	1.7	18,072,685	2.3

○ 経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の決算年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく支出予定額（地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの）
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計（公営企業会計等）の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額（全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額）のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額〔地方道路公社〕、⑦負担見込額〔土地開発公社〕、⑧負担見込額〔第三セクター等〕、⑨負担見込額〔地方独法〕：
 - ・地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。

3. 将来負担比率の状況と推移

将来負担比率	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	-	-	-	-	-

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額（※）と比べたときの率をいいます。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

（※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。）

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・令和6年度決算数値に基づく将来負担比率の場合（小数点以下第2位切捨て）

$$\begin{array}{c}
 \text{令和6年度} \\
 \text{将来負担比率} \\
 \hline
 = \frac{\text{将来負担額(A)} \quad 26,458,905}{\text{標準財政規模(C)} \quad 15,830,612} - \frac{\text{充当可能財源等(B)} \quad 34,627,684}{\text{算入公債費等の額(D)} \quad 1,230,512} = \frac{\text{実質的な将来負債額(分子)} \quad \blacktriangle 8,168,779}{\text{比較する財政の規模(分母)} \quad 14,600,100} = -
 \end{array}$$

（単位：千円、％）

* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

- 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能となります。
- 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について〔計算式：「将来負担額(A)」-「充当可能財源等(B)」〕

○ 将来負担額(A)の内訳

（単位：千円、％）

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
①地方債の現在高	21,486,239	21,749,985	1.2	20,867,384	▲ 4.1	19,811,630	▲ 5.1	18,814,740	▲ 5.0
②債務負担行為	5,941	5,249	▲ 11.6	4,557	▲ 13.2	3,865	▲ 15.2	3,173	▲ 17.9
③公営企業債等繰入見込額	5,250,311	5,067,790	▲ 3.5	4,861,929	▲ 4.1	4,361,286	▲ 10.3	4,088,467	▲ 6.3
④組合負担等見込額	0	0		0		0		0	
⑤退職手当負担見込額	3,102,724	3,118,626	0.5	3,166,521	1.5	3,418,309	8.0	3,552,525	3.9
⑥負担見込額〔地方道路公社〕	0	0		0		0		0	
⑦負担見込額〔土地開発公社〕	0	0		0		0		0	
⑧負担見込額〔第三セクター等〕	0	0		0		0		0	
⑨負担見込額〔地方独法〕	0	0		0		0		0	
⑩連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
⑪組合連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
将来負担額(A)	29,845,215	29,941,650	0.3	28,900,391	▲ 3.5	27,595,090	▲ 4.5	26,458,905	▲ 4.1

○ 充当可能財源等(B)

（単位：千円、％）

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
充当可能基金	13,932,371	15,716,158	12.8	16,846,320	7.2	17,929,401	6.4	18,827,906	5.0
特定歳入〔都市計画税以外〕	1,084,420	983,759	▲ 9.3	849,590	▲ 13.6	707,924	▲ 16.7	596,975	▲ 15.7
特定歳入〔都市計画税〕	0	0		0		0		0	
交付税算入見込額	17,469,803	17,362,034	▲ 0.6	16,723,569	▲ 3.7	15,996,107	▲ 4.3	15,202,803	▲ 5.0
充当可能財源等(B)	32,486,594	34,061,951	4.8	34,419,479	1.0	34,633,432	0.6	34,627,684	0.0

◎ 実質的な将来負債額(分子)

（単位：千円、％）

(A)-(B)〔算定の分子〕	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
実質的な将来負債額	▲ 2,641,379	▲ 4,120,301		▲ 5,519,088		▲ 7,038,342		▲ 8,168,779	

3. 将来負担比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」〕

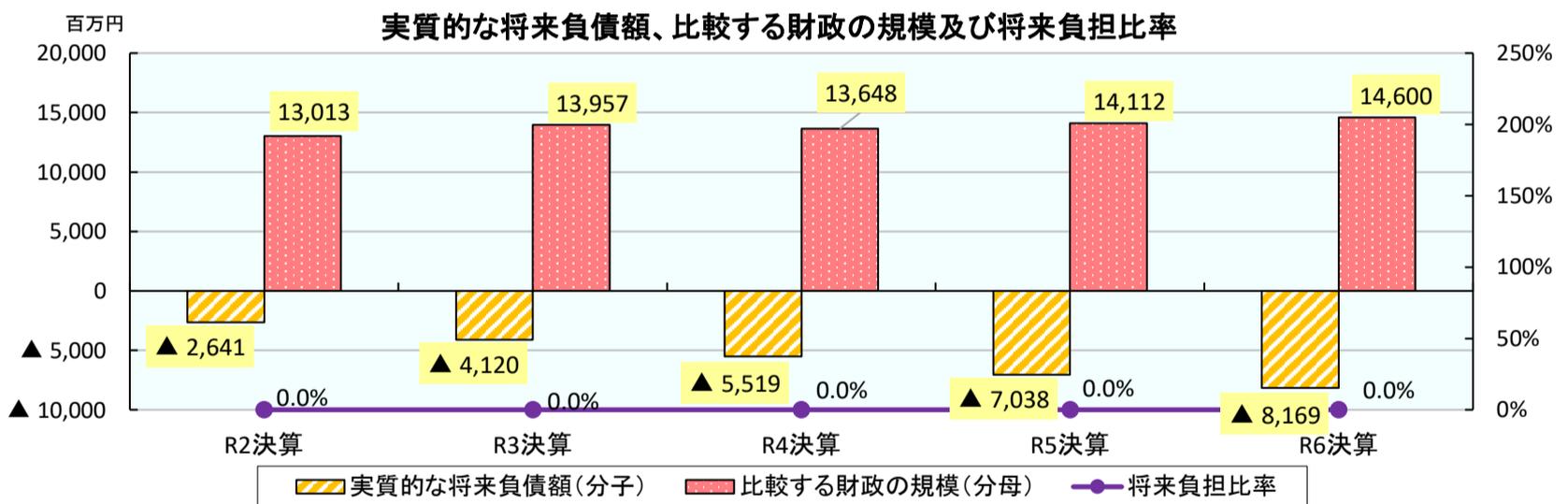
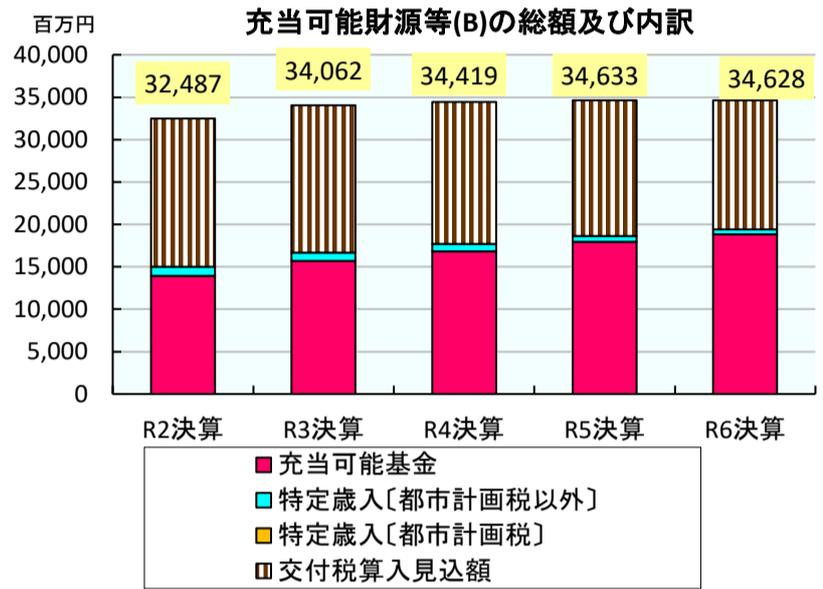
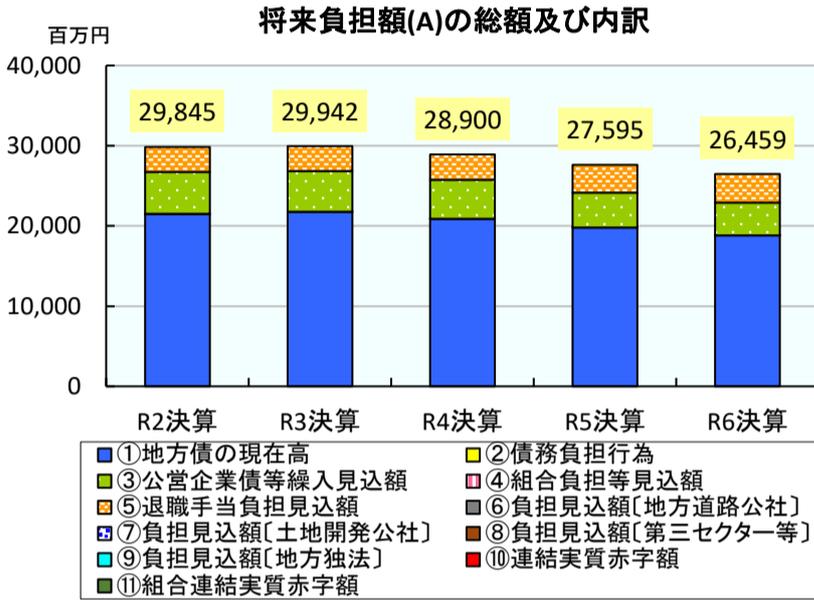
○標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D) (単位:千円、%)

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
標準財政規模(C)	14,328,324	15,270,248	6.6	14,962,729	▲ 2.0	15,412,787	3.0	15,830,612	2.7
算入公債費等の額(D)	1,314,890	1,312,903	▲ 0.2	1,314,986	0.2	1,300,875	▲ 1.1	1,230,512	▲ 5.4

◎比較する財政の規模(分母) (単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
比較する財政の規模	13,013,434	13,957,345	7.3	13,647,743	▲ 2.2	14,111,912	3.4	14,600,100	3.5

○経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の決算年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく支出予定額（地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの）
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計（公営企業会計等）の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額（全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額）のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額〔地方道路公社〕、⑦負担見込額〔土地開発公社〕、⑧負担見込額〔第三セクター等〕、⑨負担見込額〔地方独法〕：
 - ・地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。